



令和4年度

# 市民懇談会

市民懇談会にお越しいただきありがとうございます。有意義な懇談会とするために、以下の点についてご理解いただきますようお願いいたします。

- ・お持ちの携帯電話などは電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。
- ・懇談会の内容は、記録のため録音させていただきます。また、広報かもがわやホームページへの掲載、報道関係への記者提供などのため、職員が会場を撮影させていただきます。
- ・質問は1人1問、5分以内とさせていただきます。時間に余裕がある場合は、すでに質問した方の再質問を受け付けます。
- ・質問できなかった方から事後質問を受け付けます。回答はホームページに掲載します（個人情報は公開しません）。

## 次第

- 1 開会
- 2 鴨川市長 長谷川孝夫 挨拶
- 3 施策などの報告
  - (1) 鴨川市のまちづくりについて・・・1～9ページ
  - (2) 強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針の改定等について  
・・・10～14ページ
  - (3) 公民館等再編方針について・・・15～34ページ
  - (4) 城西国際大学観光学部の跡地活用の進ちょくについて  
・・・35～38ページ
- 【資料のみ配布】・・・40～51ページ
- 【別表】事前質疑応答一覧・・・52～53ページ
- 4 質疑・応答
- 5 閉会

## (1) 鴨川市のまちづくりについて

### 1 はじめに

新型コロナウイルス感染症のまん延に加え、ロシアによるウクライナ侵攻や世界的な原油価格の高騰などにより、国内では、電気・ガスや食料品等の価格が高騰するなど、市内経済や市民皆様の生活にも大きな影響が生じています。

このような状況に対応し、市民の皆様の命と健康、暮らしを守るとともに、将来の鴨川市を見据え、新型コロナウイルス感染症対策と新しい鴨川づくりに向けた取り組みを推進します。

また、豊かな観光資源と農林水産資源、充実したスポーツ・福祉施設と先進的な医療・教育環境、伝統ある文化と歴史を活かしながら、主役となる市民皆様と一緒に働き、汗を流し、バランスのとれた政策形成と事業実施に努め、将来都市像として掲げる「活力あふれる健やか交流のまち」の実現を目指します。



## 2 重要施策

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策

#### ① 新型コロナワクチン接種

市民の皆様が安心して接種できるよう、国や県の情報を収集し、安房医師会や市内医療機関との連携により、円滑な実施に努めています。



- 3月 5歳から11歳までのお子さんへのワクチン接種を開始
- 6月 3回目の接種を終えた60歳以上の方等を対象に4回目のワクチン接種を開始
- 10月 3回目以降の接種をされる方を対象に、より感染力が強い変異株・オミクロン株に対応したワクチンの接種を開始

#### ② 住民生活や地域経済の支援等

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた子育て世帯や住民税非課税世帯等への給付金の支給や、厳しい経営状況が続く農林漁業者や中小企業への支援金交付、国民健康保険税、介護保険料などの減免措置を実施しています。

地域経済の支援としては、市内の消費喚起のため、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施するとともに、観光需要の喚起のための誘客事業などを実施しています。

さらに、物価高騰の影響を受けた子育て世帯や、肥料等の価格高騰の影響を受け、経営に支障が生じている農林業者への支援にも取り組んでいます。

※国、県、市の事業者・生活支援対策等については、50・51ページ（A3表裏）にまとめていますのでご確認ください。

## (2)新しい鴨川づくりに向けた取り組み

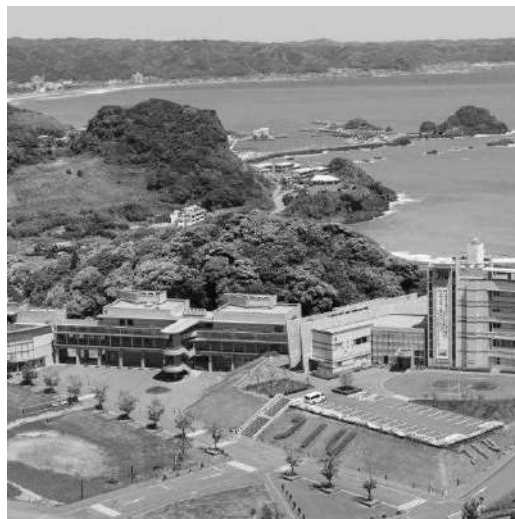
極めて厳しい逆境の中でも、現状を分析し、課題を見出し、それを一つずつ解決していくことにより、この苦境を脱し、希望ある将来を創造するための取り組みを進めます。

### ①懸案事項の解決

#### ・城西国際大学観光学部の跡地活用

跡地の建物の用途や機能、そして市が太海多目的公益用地開発に取り組んできた経緯を踏まえ、教育研究施設用地としての活用を第一に、利用者・用途を決定できるよう取り組んでいます。

早期に跡地の有効活用による地域活性化を図ることができるよう、大学と土地・施設の活用方策を協議しています。



#### ・公共施設等総合管理計画の推進

人口減少や少子高齢化に伴い、公共施設等に対するニーズが変化する一方、公共施設の老朽化が進んでおり、現在の公共施設を将来にわたって適正に維持管理・更新を行っていくことは困難となっています。

このため、公共施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、財政負担を平準化するとともに、施設配置の適正化を図るため、平成 28 年度に公共施設等総合管理計画を策定し、令和 2 年度に改訂を行いました。

この計画を踏まえ、公民館については、再編・統合を含めた適正配置を検討し、将来的には、地域ごとの集約化や、学校施設などの公共施設との複合化を図り、より快適な環境づくりに努めながら、利用しやすい施設となるよう取り組みます。

#### ・統廃合により遊休化した施設の活用

小・中学校、幼稚園、保育園の統廃合により遊休化した施設の活用については、地域からのご要望を踏まえ、改めて施設の活用方針を検討します。

#### ・学校施設等の適正配置

小・中学校、認定こども園の中には、老朽化の著しい施設があります。加えて、少子化により子どもの数は年々減少していることから、将来を見据えた小・中学校、認定こども園の適正配置を検討します。

## ②地域活性化に向けたプロジェクトの推進

### ・スポーツ施設の充実

令和元年の台風などで被災した陸上競技場の屋根や老朽化した野球場のスコアボードなど、施設の更新・修繕等の基本設計を行うとともに、プロスポーツでの活用も見据え、新たなスポーツ交流施設等の整備に向けて取り組めます。



### ・海辺の魅力づくりの推進

フィッシャリーナ後背地の魅力体験広場においては、賑わい創出に資する新たな施設整備が民間事業者により行われています。

前原・横渚海岸周辺の魅力向上と、さらなる賑わいの創出に向け、海辺の魅力づくりに関する「海辺のランドデザイン」の策定に取り組めます。策定にあたり、高校生のワークショップや観光関係団体等との意見交換会、市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催します。

### ・街路灯の整備

旧鴨川市の区域に設置されている老朽化した観光街路灯について、整備方法や設置箇所等の検討を進めます。

### ・太海フラワー磯釣センターの跡地活用

地元の方々のご意見を伺いながら、新たな活用に向けた取り組みを進めます。

### ・新たな市民会館の方向付けのための検討

施設整備に向けた道筋をつけるため、具体的な整備方針等の検討を行います。



### ・小湊さとうみ学校の運営

今年2月のオープン以来、スポーツ大会の開催や、8月には地域の方たちが中心となってサマーフェスティバルを開催するなど、地域の方たちのコミュニティの場としてもご利用いただいています。

来年4月から民間事業者による施設管理・運営を進めていくため、指定管理者の選定等の手続を進めます。

### 3 主要な施策・事業

#### (1) 活力ある産業のまちづくり

##### ① スポーツを通じた地域の活性化

プロスポーツ等の利用による施設の価値向上やブランド化により、アマチュアや学生団体等の合宿を通じた利用増加を図り、経済効果の創出を目指します。また、プロスポーツでの活用も見据え、新たなスポーツ交流施設等の整備に取り組むほか、一般社団法人ウェルネススポーツ鴨川との連携などにより、引き続きスポーツの習慣化の促進や健康増進、競技力の向上に取り組み、交流人口と市民のスポーツ人口の拡大を図ります。

- ・プロスポーツのキャンプ、試合等の誘致
- ・スポーツツーリズムの推進
- ・ウェルネススポーツ鴨川との連携による取り組み

##### ② 観光振興

ウィズコロナ、ポストコロナに対応した観光地づくりと新たな観光コンテンツの開発に取り組みます。

- ・観光誘客イベント及び海水浴場における感染症対策
- ・鴨川観光プラットフォーム株式会社との連携による取り組み

##### ③ 商工業の振興

中小企業、中小店舗の経営支援、農商工連携による鴨川の知名度の向上とブランド化の推進、ポストコロナに向けたキャッシュレス決済の促進に取り組みます。

- ・中小企業、中小店舗の経営支援
- ・キャッシュレス決済によるポイント還元

##### ④ 農林業の振興

有害鳥獣対策や新規就農者の支援、耕作放棄地の解消、土地改良による生産基盤の強化に取り組むとともに、都市農村交流の拡大を図ります。

畜産業については、家畜伝染病予防の支援や、農業との連携による効率化とコスト低減を支援します。

森林の保全については、林道の整備や治山対策に努めるとともに、森林環境譲与税を活用し、適正な管理を進めます。



- ・ 有害鳥獣対策
- ・ 新規就農者支援
- ・ 耕作放棄地の解消
- ・ 生産基盤の強化
- ・ 都市農村交流の拡大
- ・ 畜産業の経営効率化の支援
- ・ 森林の保全



#### ⑤水産業の振興

県・市営漁港の整備促進や維持管理、種苗放流の支援などによる水産資源の保全に努めます。

- ・ 県・市営漁港の整備促進や維持管理
- ・ 種苗放流の支援

#### ⑥道路網の整備

災害に強い広域ネットワークの早期形成のため、国・県に対し、地域高規格道路や主要幹線道路の整備を働きかけるとともに、市道貝渚大里線をはじめとする幹線市道や生活道路の整備を計画的に進めます。

- ・ 地域高規格道路や主要幹線道路の整備促進
- ・ 幹線市道の整備
- ・ 生活道路の整備

#### ⑦公共交通対策

利用者の減少等により、公共交通の維持が困難になっていることから、令和3年度に策定した地域公共交通計画に基づき、持続可能かつ有効な公共交通網の形成に向け、コミュニティバスをはじめとする公共交通の再編に取り組みます。

- ・ 公共交通の再編



#### ⑧環境衛生

9月1日の「クリーンステーション鴨川」の稼働開始を機に、二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行いました。この宣言に基づき、ごみの減量化や地球温暖化対策を推進するとともに、家庭用小型

合併処理浄化槽の普及促進、生活環境の美化・保全等に取り組みます。

- ・一般廃棄物中継施設「クリーンステーション鴨川」の運営
- ・広域廃棄物処理事業の推進（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町の7市町によるごみ処理広域化の推進）
- ・旧天津小湊清掃センターの解体



## ⑨水道事業

安房地域における水道事業の令和7年度統合に向けた取り組みを推進します。また、統合までの間、健全経営の維持と財政基盤の強化に向けた取り組みを進めます。

- ・安房地域における水道事業の統合に向けた取り組みの推進
- ・健全経営の維持と財政基盤の強化

## (2)まち・ひと・しごと創生の推進

### ①移住・定住の促進

UIJターンによる移住就業支援事業、ふるさと回帰支援センターでの移住相談、転入者のマイホーム取得を支援する住宅取得奨励金の交付などにより移住・定住を促進します。

- ・移住就業支援事業
- ・住宅取得奨励金の交付



### ②空き家対策

「空き家等対策審議会」の意見を伺いながら、「空き家等対策計画」に基づき、空き家等の発生抑制、管理不全な空き家等への対応など、総合的かつ有効な対策を計画的に推進します。

- ・総合的かつ有効な空き家対策の推進



### ③子育て支援

子育て世代の負担軽減や不安解消に向けて、関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実や医療的ケア児の受入を行い、安心して子どもを産み育てられる環境の整備を図ります。

- ・ 病児保育
- ・ 学童保育への支援
- ・ 保育教諭の処遇改善による人員確保
- ・ 子ども医療費助成
- ・ 医療的ケア児の受入



### ④高齢者・障害者福祉

保健、医療、介護、福祉などをワンストップサービスで提供し、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていただけるよう支援します。

- ・ 保健、医療、介護、福祉などのワンストップサービスの提供



### ⑤国保病院の充実

リハビリテーションや地域医療の充実を図るとともに、新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施等に努めます。また、経営改善の取り組みを進めながら、地域医療の拠点病院としての役割を担います。

- ・ リハビリテーションと地域医療の充実
- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施
- ・ 経営改善の推進

## (3)安全・安心のまちづくり

局地的大雨や台風などの自然災害が頻発化、激甚化し、各地で大きな被害をもたらしていることを踏まえ、防災対策等を強化します。

- ・ 情報伝達手段の充実強化（防災行政無線嶺岡中継局と天面子局の更新、安全・安心メールやLINEの活用など）
- ・ 防災ラジオの貸出
- ・ 自主防災組織の支援
- ・ 地域の防災組織の強化支援
- ・ 消防団の活性化
- ・ 道路やトンネル、橋梁等のインフラの計画的な維持管理

- ・がけ地に近接する危険住宅移転事業の推進
- ・ナラ枯れ対策
- ・前原・横渚地区の浸水対策の推進

#### (4)教育と文化の振興

子どもたち一人ひとりが健やかに成長し、豊かに生きる力を身につけることができる保幼小中一貫教育の推進や文化芸術の振興に取り組みます。

##### ①学校教育の充実

- ・保幼小中の一貫教育を推進
- ・学校運営協議会の設置
- ・ICT機器を活用した学習の推進
- ・通学路の安全確保
- ・新型コロナウイルスの感染防止対策
- ・第3子以降の児童生徒の学校給食費の無償化



##### ②文化・芸術の振興

本市の重要な文化財や伝統芸能等の保存への取り組みや文化活動団体の活動を支援します。

- ・文化財や伝統芸能等の保存、文化活動の支援

#### (5)行財政改革の推進

改定した「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」に基づく取り組みなどにより、行財政運営の効率化を進めます。

- ・「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」に基づく取り組みの推進（ふるさと納税の推進、行政事業レビューの活用など）
- ・定員管理の適正化
- ・公共施設等の総合的な管理
- ・マイナンバーカードの普及促進
- ・自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

## (2)強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針の改定等について

### 1 趣旨

鴨川市では、近年、実質的な財政収支が赤字の状態が恒常化し、これを市の貯金（財政調整基金など）を取り崩して補填する状況が続いています。こうした危機的状況からの脱却を図るため、平成30年度に「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」を策定し、財政等適正化の取り組みを進めてきました。

しかし、災害や新型コロナウイルス感染症への対応、クリーンステーション鴨川の稼働など、本市を取り巻く状況が策定当時とは大きく異なってきたことから、令和4年10月にこの方針を改定しました。なお、方針に基づく実施計画も、令和4年度末をもって一旦完結させ、改めて、令和5年度から令和9年度までを期間とする第2期実施計画を定めています。

強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針（平成30年度策定。令和4年10月改定）

方針の趣旨：現在の財政構造からの転換、収支の均衡と財政調整基金の確保

取組期間：第1期実施計画（平成30年度～令和4年度）

第2期実施計画（令和5年度～令和9年度）

### 2 本市財政の現状

#### (1)歳入・歳出決算額の推移

本市の歳入、歳出の決算額（普通会計）の推移は、次のとおりです。（令和2年度は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の実施に伴い、額が大きくなっています。また、令和2年度及び令和3年度は、コロナ禍で事業の実施を見送ったことなどにより歳出が抑制されたこと、普通交付税が増額されたことなどの特殊要因により、収支が黒字となっています。）

実質単年度収支※は、平成26年度以降、赤字が多くなっています。

〔歳入・歳出決算額の推移〕

（単位：百万円）

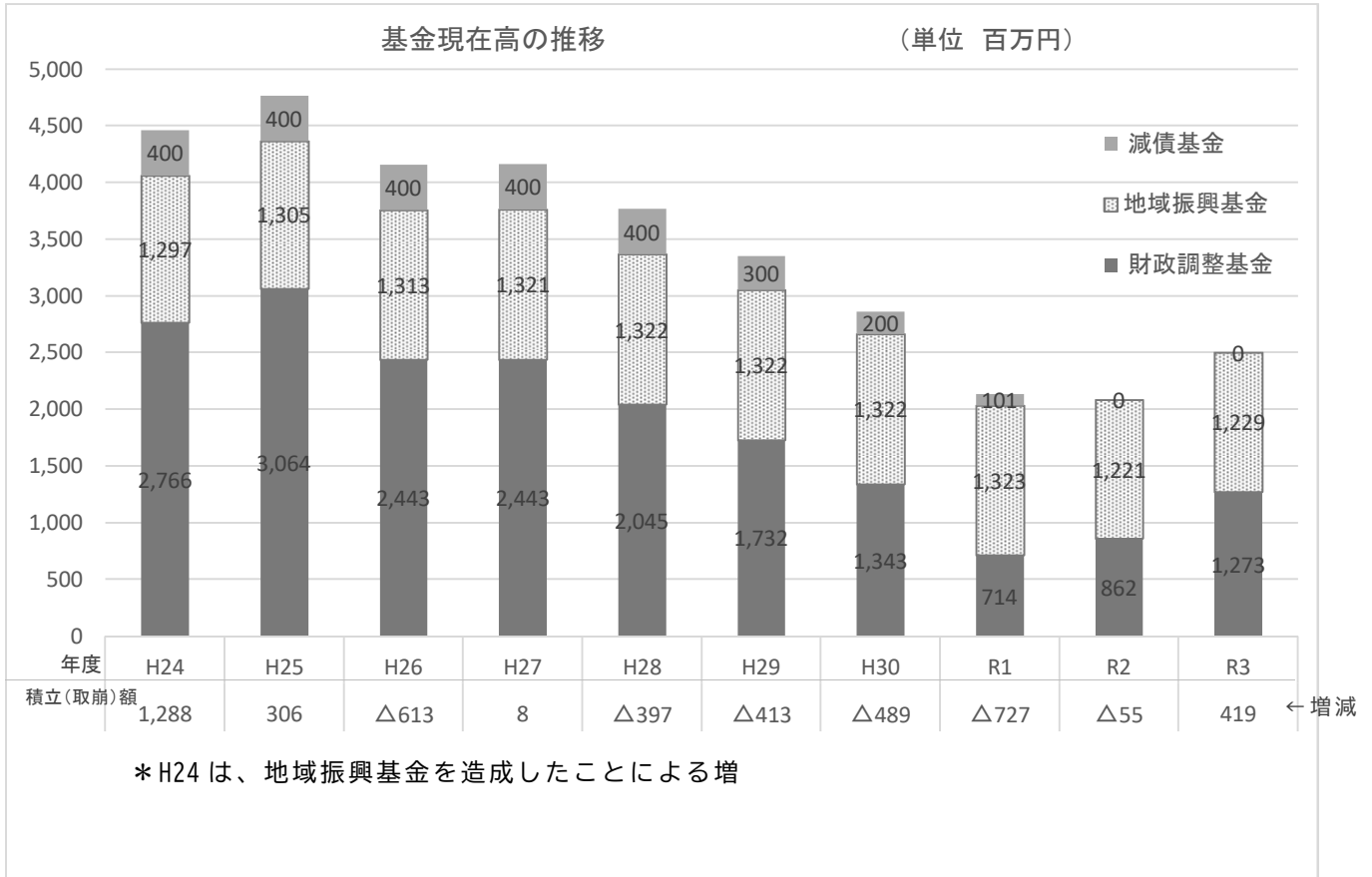
|          | H24<br>2012 | H25<br>2013 | H26<br>2014 | H27<br>2015 | H28<br>2016 | H29<br>2017 | H30<br>2018 | R1<br>2019 | R2<br>2020 | R3<br>2021 |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|
| 歳入       | 15,799      | 15,791      | 17,787      | 16,311      | 16,255      | 16,213      | 16,089      | 17,135     | 21,640     | 19,299     |
| 歳出       | 14,889      | 15,092      | 17,295      | 15,619      | 15,615      | 15,725      | 15,619      | 16,362     | 20,938     | 18,282     |
| 差し引き(注)  | 909         | 699         | 493         | 691         | 639         | 488         | 470         | 773        | 702        | 1,017      |
| 実質単年度収支※ | 211         | 73          | △830        | 145         | △429        | △466        | △368        | △575       | 252        | 683        |

（注） 端数処理のため歳入－歳出と一致しないものがあります。

※実質単年度収支 歳入－歳出の差し引きから、翌年度へ繰り越す財源、基金（貯金）の積み立て（取り崩し）などを除いた、その年度の実質的な収支

## (2) 基金の推移 (普通会計ベース)

市の貯金に当たる基金は、近年は取り崩しが続いています。令和3年度は、特殊要因により収支が黒字となったことで財政調整基金への積み立てができたものの、令和3年度末時点の同基金の残高は12億7,300万円となっています。



### ※市の貯金(財政調整基金)を取り崩しながらの財政運営

平成26年度までは、合併市町村に対する地方交付税の支援措置(合併算定替)として、毎年度約5億円から6億円程度の増額交付がありました。それが段階的に縮減され、令和2年度からゼロとなりました。しかし、この間に実施してきた事業の規模を、現在の本市の歳入規模に適応させることができていません。その結果、歳出が歳入を上回り、基金の取り崩しに頼った財政運営が続いています。

### 3 財政収支の見通し

過去の決算状況と現時点での予算編成状況等をもとに、本市を取り巻く財政状況を踏まえ、財政推計を行いました（令和9年度まで）。今回行った推計によると、本市の財政は、歳出が歳入を上回る状況（赤字）が続くことが見込まれます。

〔財政収支の見通し〕

（単位：百万円）

|         | R5<br>2023 | R6<br>2024 | R7<br>2025 | R8<br>2026 | R9<br>2027 |     |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|-----|
| 歳入合計    | 16,283     | 17,146     | 15,915     | 15,942     | 15,973     |     |
| 歳出合計    | 16,731     | 17,537     | 16,257     | 16,289     | 16,219     |     |
| 歳入歳出差引額 | △448       | △391       | △342       | △347       | △246       | ←赤字 |

### 4 財政等適正化の目標

赤字構造から転換を図り、収支の均衡と財政調整基金の確保を目指します。なお、災害等不測の事態に備えるため、財政等適正化の目標は次のとおりとします。

《財政等適正化の目標》

令和9年度末において財政調整基金を10億円以上確保すること

（令和4年度末における財政調整基金残高の見込みは、11億3,100万円）

### 5 目標達成に向けた取り組み

上記4の目標達成のためには、令和9年度までに合計約16億4,300万円の一般財源負担分の削減等を行わなければなりません。特に可燃ごみについては、7市町による広域ごみ処理施設が稼働する令和9年度までの間は、民間施設に搬出し、処理することとしているため、この間のごみ処理費用が年間4億円以上増加することが見込まれています。

このため、この間の財源の一部を、地域振興基金を充てることにより賄うこととし、その上で、財政等適正化の目標の達成を図るため、取り組みを計画的かつ着実に実施していくこととします。

|                  |              |
|------------------|--------------|
| ○ 一般財源負担分の削減等目標額 | 1,642,924 千円 |
| ○ 達成手段           |              |
| 地域振興基金充当額        | 725,155 千円   |
| 取り組みによる効果額*      | 917,769 千円   |

\* 取り組みに対する副次的な効果（△65,760千円）を含んだ数値

〔財政等適正化に向けた取り組み〕

(単位：百万円)

|               | R5<br>2023 | R6<br>2024 | R7<br>2025 | R8<br>2026 | R9<br>2027 |            |
|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 歳入歳出差引額       | △448       | △391       | △342       | △347       | △246       |            |
| 取り組みによる効果目標額  | 123        | 167        | 184        | 198        | 246        | ⇒計 918 百万円 |
| 基金取崩額         | 325        | 224        | 158        | 149        | 0          |            |
| 取組実施後の歳入歳出差引額 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | ⇒赤字構造からの転換 |

**第2期実施計画** ※【 】は、取り組みによる効果目標額（取組期間合計）

①自主財源確保に向けた取り組み

ア 広告収入の拡充 【10,650 千円】

広告収入の対象を拡充することにより、施設等の管理運営のための新たな財源を確保するとともに、命名権（ネーミングライツ）を付与する企業等のノウハウを活用した市民サービスの向上と地域経済の活性化の検討を進めます。

イ ふるさと納税の推進 【150,000 千円】

ふるさと納税の周知啓発を図るとともに、寄附しやすい環境の整備を進め、寄附金の増収による自主財源の確保に努めます。

ウ 使用料、手数料等の見直し 【7,000 千円】

公の施設の使用料について、施設整備に係るコストを含めた受益者負担のあり方を検討し、平成31年3月に策定（令和元年5月改定）した「使用料、手数料等の見直しに関する基本方針」の改定及びこれに基づく見直しを実施し、受益者負担の適正化を推進します。

エ 事業系一般廃棄物処理手数料の改定 【144,000 千円】

一般廃棄物処理経費の負担適正化のため、事業系ごみ処理手数料について、適切な手数料設定を行い、ごみの減量化につなげます。

オ 未利用財産の処分 【29,400 千円】

未利用の土地及び建物等の売却等処分を推進します。

②歳出削減に向けた取り組み

カ 行政事業レビューを活用した事務事業の見直し 【114,494 千円】

市が行う事業の効果を検証し、毎年度自発的に見直しを行うサイクルをつくる仕組みとして、行政事業レビューを実施します。このサイクルの中で、事業費削減を目的とした「庁内仕分け」を実施し、前年度事業の実績を評価して次年度の予算要求、予算編成につなげるPDCA\*サイクルを構築することにより、一般財源負担分の削減を図ります。

#### キ 民間委託等の推進 【18,000 千円】

令和3年度に策定した「鴨川市包括委託推進基本方針」に基づき、包括委託を推進し、業務の効率化及び経費削減を図ります。また、これにより捻出された人的資源を、公務員自ら対応すべき事務や政策的に重点配置すべき事務に集中させることとします。

#### ク 公共施設等の総合的な管理の推進 【23,200 千円】

鴨川市公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の配置の最適化を図ります。

#### ケ 補助金等の見直し 【181,785 千円】

令和3年度に策定した「鴨川市補助金等の見直しに関するガイドライン」に基づき、補助金等の公益性や必要性などを再評価し、定期的な見直しを通じて、補助金等の適正かつ効果的な運用を図ります。

#### コ 投資的経費に係る一般財源負担の削減 【300,000 千円】

投資的経費に係る一般財源負担を削減するため、補助金等の財源を確保するとともに、投資的経費総額の縮減を図ります。

### ③行財政運営の効率化に向けた取り組み

#### サ BPR※の手法を活用した業務改革の推進 【5,000 千円】

窓口業務、各課の庶務事務・財務会計事務、施設等維持管理業務、ICT※等の活用による効率化の余地のある事務等を対象に、BPR※の手法を活用した業務改革を行うことにより、行政サービスの質を確保しつつ、少数精鋭・低コスト自治体の実現を図ります。

※PDCA（プラン・ドゥ・チェック・アクション）計画・実行・評価・改善

※BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）抜本的な業務改革

※ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）情報通信技術

強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針（令和4年10月改定）は、市ホームページから閲覧可能です。

## 鴨川市公民館等再編方針（原案）

### はじめに

本市では、人口減少や少子高齢化に伴い公共施設等に対する市民ニーズが変化している中で、これまで整備した公共施設の老朽化が進行しており、これらの施設の維持管理・更新が大きな課題となっています。

そこで、本市が保有する公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、施設の配置の最適化を図るため、「鴨川市公共施設等総合管理計画」を平成 29 年 2 月に策定しました。

この計画の策定に当たり、公共施設の老朽化に係る将来更新費用を試算したところ、本市の厳しい財政状況では、保有する公共施設を適正に維持管理・更新していくことは困難との結果に至ったことから、計画期間の令和 22 年までに現在保有する公共施設の面積から 3 万㎡以上削減する目標を定めました。

つまりは、過大となっている公共施設について、本市の財政規模に見合った施設規模とするため、行政サービスを維持しつつ、施設の集約、複合化等を図りながら施設の総量を減らしていくため、ソフト面、ハード面の両面からの取組を進めていかなければなりません。

本市では、これまで児童生徒の減少や施設の老朽化などを踏まえ、小中学校の統廃合や幼稚園・保育園の再編を進めてきましたが、公民館については平成 14 年度に旧市で統廃合の検討を行い、この際には既存の数を維持しつつ施設の管理・運営面といったソフト面での合理化を図ることにとどまっています。

今後の財政状況を踏まえると、施設保全面での効率化・合理化のみでは、状況を改善することが難しいものと考えられること、老朽化の著しい状況を踏まえた具体的な対応を図るべき時期にあると考えられることから、公民館についてハード面からの取組として、配置の適正化を図るための方針を定めるものです。

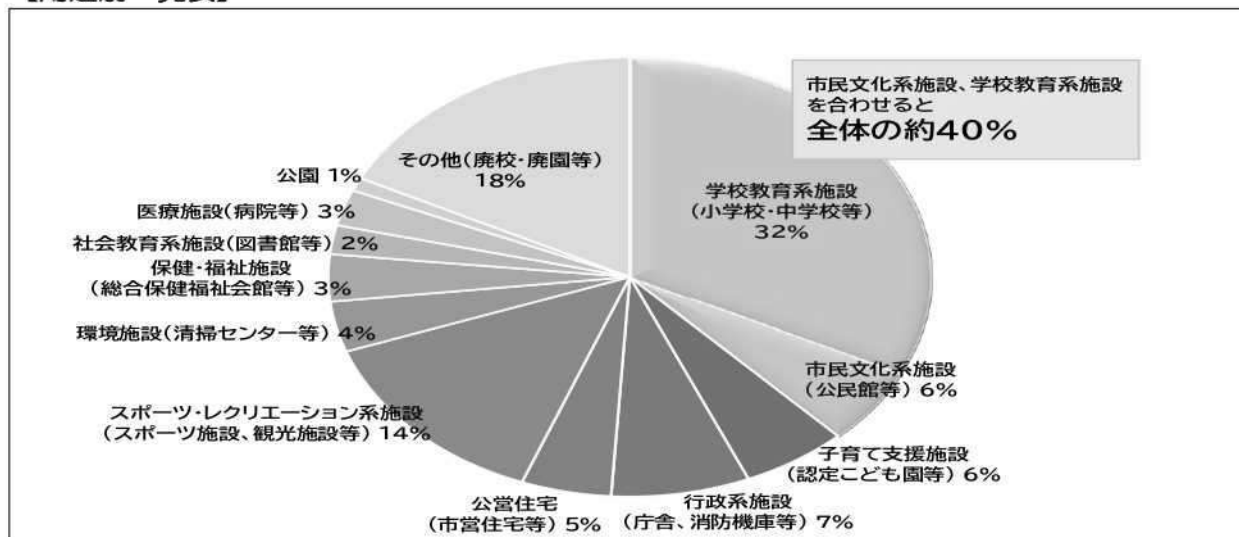


## 第1章 公共施設の総合的な管理の推進

### 1. 公共施設の保有状況

本市には、206の公共施設があり、総延床面積は約16.1万㎡（令和元年度末）あります。これは、市民1人当たり4.9㎡で、全国平均のおよそ1.5倍となっています。また、公民館等の市民文化系施設、小中学校等の学校教育系施設を合わせると、本市の公共施設全体の約40%を占めています。

#### 【用途別一覧表】



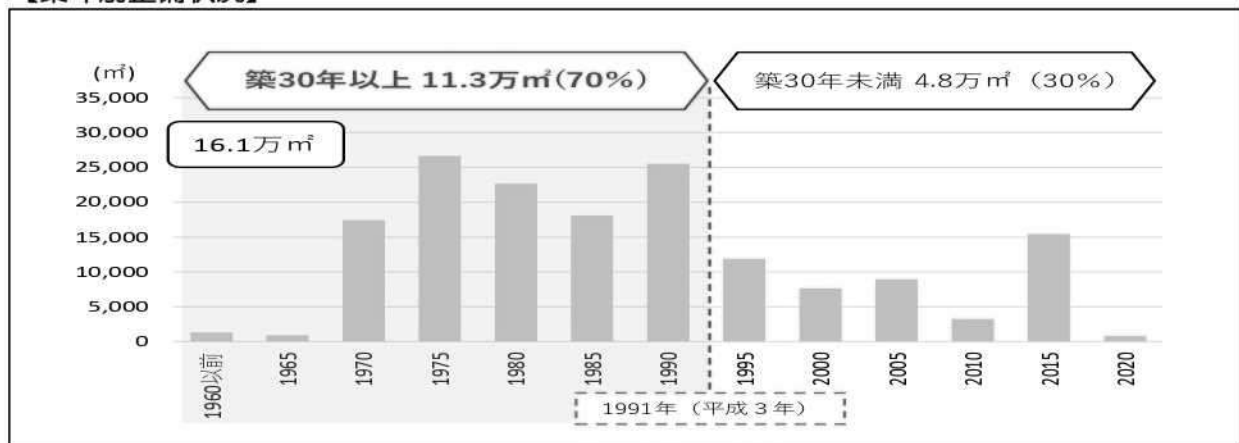
※ 端数処理のため、総計と内訳が一致しない場合があります。

### 2. 公共施設の老朽化状況

本市の公共施設の総延床面積約16.1万㎡（令和元年度末）のうち、築30年以上の建物面積が全体の70%を占めています。公共施設の老朽化が進んでいる状況です。統廃合や再編の際に改修等の整備が行われてきた学校や認定こども園以外の施設の老朽化は顕著となっています。特に、公民館についてはその大半が築40年以上の建物であり、改修や建替えなど将来を見据えて具体的な対応方針を定める時期にあると考えられます。

なお、昭和40年代から昭和50年代に学校、市役所庁舎などの施設整備を集中して行ったため、今後20年間に公共施設の更新時期が集中することが見込まれます。

#### 【築年別整備状況】



※ 2021年（令和3年）末時点の経過年数とします。

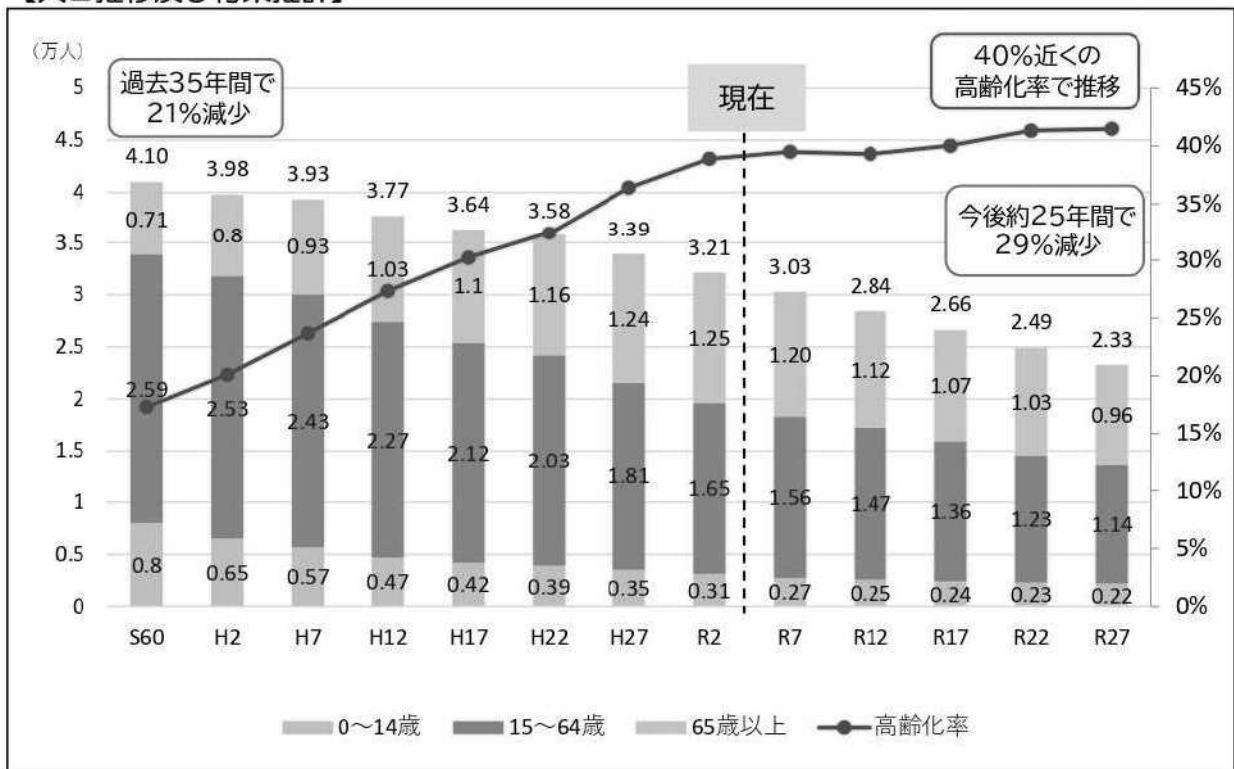
※ 1990年には築30年を経過している1991年（平成3年）を含みます。

### 3. 人口の状況

本市の人口は、昭和60年から35年間で約9千人減少しています。今後もこの減少傾向は続き、令和27年には更に約30%（約9千人）減少することが推計されており、2.3万人（約1.8万人減少）まで減少することになります。また、年齢別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）が大きく減少していく一方で、徐々に高齢者が増加し、少子高齢化が更に進んでいくことが推計されます。

令和2年以降は高齢者数も減少に転じると予測されますが、今後の高齢化率は40%近くで推移していくことが見込まれています。

#### 【人口推移及び将来推計】



※ 出典：国立社会保障・人口問題研究所

令和2年度以降は、令和2年度国勢調査（速報値）を参照

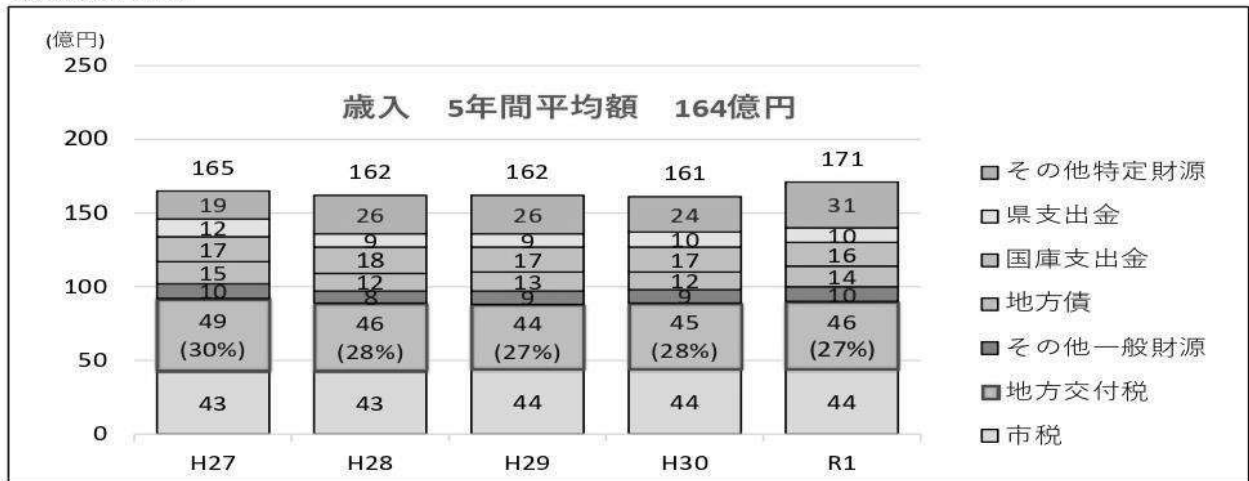
#### 4. 市の財政状況

(鴨川市公共施設等総合管理計画から引用)

本市の歳入は、平成 27 年度から令和元年度までの5年間の平均が 164 億円となっています。その内容を見ると、国から交付される地方交付税が年 44～49 億円前後で推移しており、歳入の約 30%を占め、地方交付税への依存が高くなっています。また、市税の収入は年 43～44 億円で推移していますが、今後の生産年齢人口の減少の影響などにより減収することが予測されます。

なお、市が自由に使えるお金を一般財源といいますが、市税の収入や地方交付税が主なものとなっています。

##### 【歳入の推移】

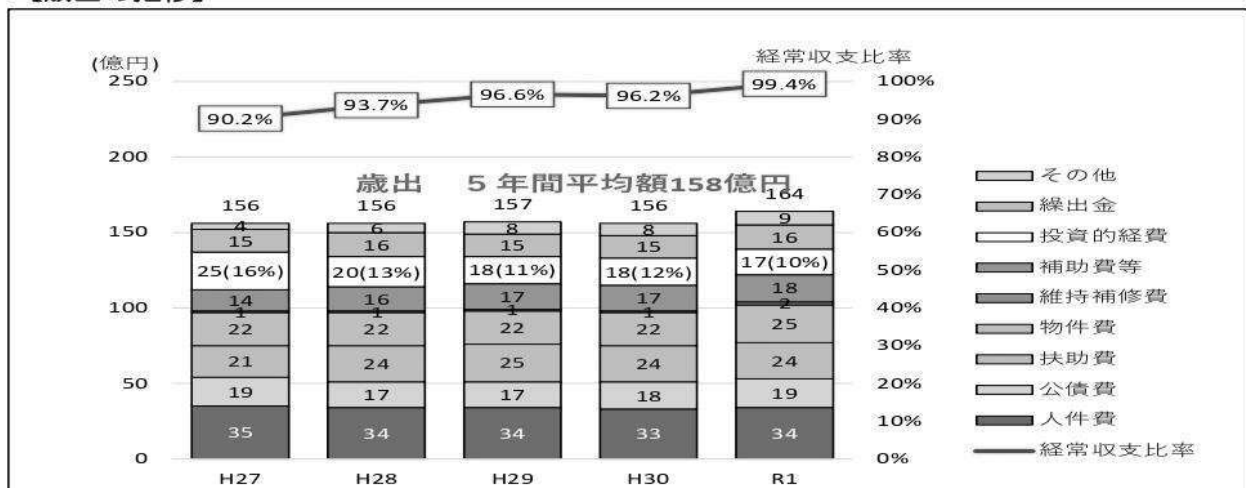


※ 令和元年度は台風災害の影響により歳入総額が増加しています。

本市の歳出は、平成 27 年度から令和元年度までの5年間の平均が 158 億円となっています。歳出総額は、ほぼ横ばいで推移していますが、その内容を見ると、経常収支比率が上昇し、財政の硬直化が進行しています。この経常収支比率は、一般財源に対する人件費や扶助費、公債費などの義務的経費の比率を表わすもので、低いほど望ましいとされています。

今後も、高齢化の進行などにより扶助費の増加が見込まれることから、経常収支比率が高い割合で推移することが予測されます。

##### 【歳出の推移】

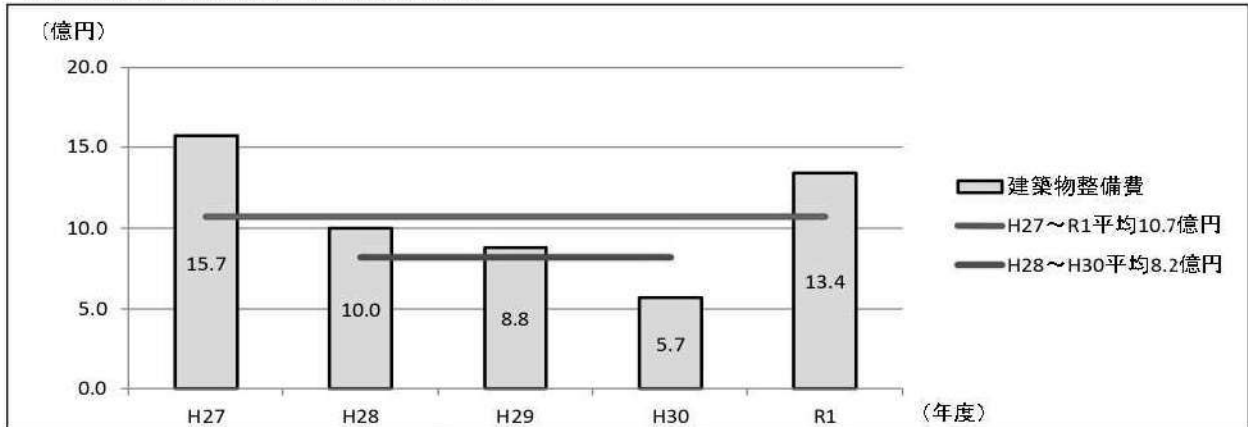


※ 令和元年度は台風災害の影響により歳出総額が増加しています。

本市の投資的経費（インフラを含む公共施設の整備に係る費用）は、歳出の約 10～16% となっています。そのうち公共施設の建築物整備費は、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間の平均額が 10.7 億円で推移しています。

しかし、本市の財政状況は年々厳しさを増していますので、今後の公共施設整備に係る投資的経費の見込額は、施設整備が集中して行われた平成 27 年度と令和元年度を除き、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間の平均額 8.2 億円とします。

【公共施設に係る投資的経費の推移】



※ 平成 27 年度と令和元年度は施設整備が集中した影響により投資的経費が増加しています。

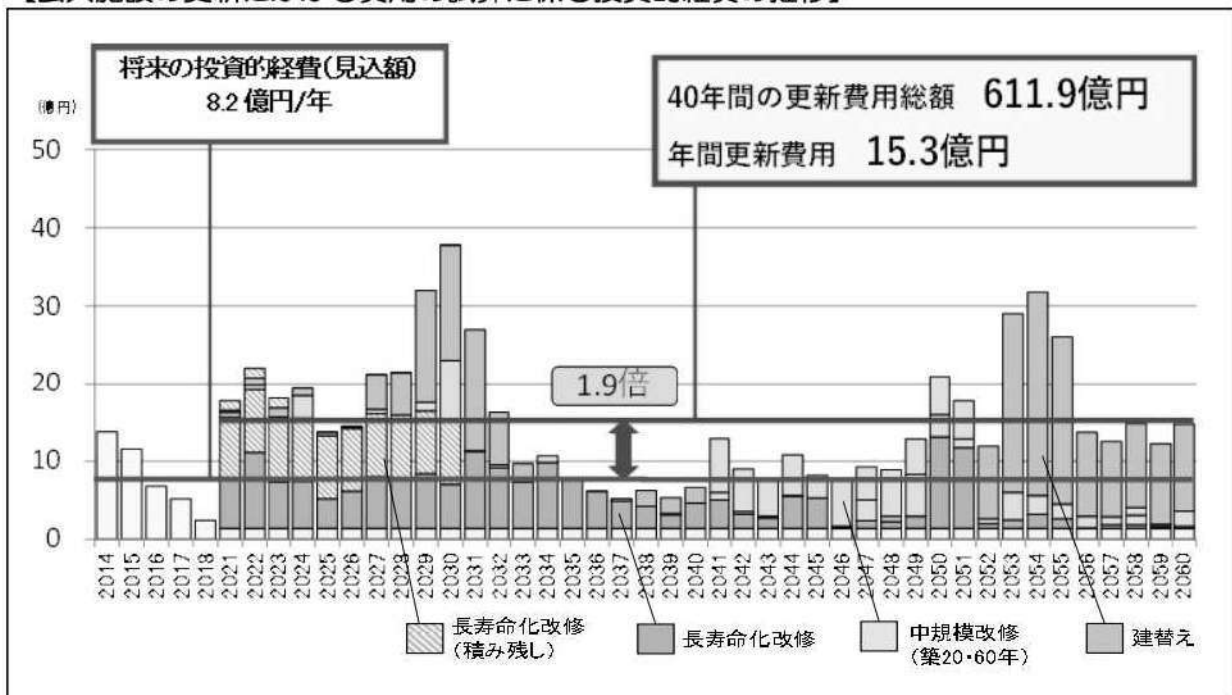
5. 公共施設の維持管理・更新にかかる費用（鴨川市公共施設等総合管理計画から引用）

本市が現在保有する公共施設を全て更新する費用を試算した結果、今後 40 年間の総額で 611.9 億円、1 年当たり 15.3 億円となりました。

今後の公共施設整備に使える投資的経費の見込額は年 8.2 億円であることから、毎年 7 億円が不足することになります。そのかい離幅は約 1.9 倍となっています。

本市の財政状況では、保有する公共施設を全て残すことは非常に難しい状況にあり、健全な財政を保つための取組が必要となっています。

【公共施設の更新にかかる費用の試算に係る投資的経費の推移】



## 6. 公共施設マネジメント方針

本市の財政状況では、保有する公共施設を全て更新していくことはできません。また、生産年齢人口（15～64歳）の減少と高齢化による税収の減少、扶助費の増加、公共施設等の老朽化による維持管理・更新コストの増大など、財政状況は今後ますます厳しくなると予測されています。このような状況から、公共施設等の長寿命化を含め計画的に保全・更新を実施していくため、公共施設マネジメントの取組を進めていきます。

### 【公共施設マネジメント方針の5つの柱】

- ① 鴨川の資源を活かした公共施設の有効活用
- ② 地域の状況に応じた公共施設の見直しによる持続可能なまちづくり
- ③ 公共施設跡地の有効活用と学校の多目的活用
- ④ 計画的保全による長寿命化
- ⑤ 民間活用

将来コスト試算から、今後20年間に大規模改修や建替えにかかる費用が集中することが予測されます。こうした状況を踏まえ、従来の建替えを中心とした施設整備手法だけではなく、本市の資源を活かした公共施設の有効活用や、地域の状況に応じた公共施設の在り方の見直し、持続可能なまちづくりを行うなど、マネジメント方針に沿った改善に取り組めます。

### 【数値目標】

将来の人口構成の変化や地域のまちづくりと連動した施設の複合化、統合・再編等により公共施設の適正配置を進め、公共施設の延床面積を現状の保有面積から3万㎡以上削減することを目指します。

## 7. 公民館の整備方針・再編策

本市では、その大半が建築から40年以上経過し、老朽化の著しい公民館について、早急に施設の改修又は更新をしなければならない状況にあることから、公共施設マネジメント方針に基づき、改善の方向性を定めて取組を進めます。

### 【公民館施設における改善の方向性】

| 方針・再編案  | 目標年次                                 |
|---|--------------------------------------|
| 施設の現状と利用状況を踏まえ、運営方法の見直しや適正配置等を検討する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域ごとに他の公共施設と合わせて機能再編・施設の統廃合を検討する。</li><li>・ 公民館は、併設されている出張所の状況を考慮しつつ、旧中学校区単位での集約・複合化等を検討する。</li></ul> | 10年以内<br>(公民館は令和3年4月から検証し、令和5年度から実施) |

※ 上記は、鴨川市公共施設等個別施設計画における公民館についての抜粋

## 第2章 公民館の現状と課題

### 1. 公民館の設置目的等

公民館は、社会教育法に基づく施設で、地域住民のために社会教育を推進する拠点施設として中心的な役割を果たしています。

公民館には、「つどい」「まなぶ」「むすぶ」の基本的役割があり、子どもから高齢者まで幅広い年代層の方々が、文化、教養、地域課題等を学んだりして、生きがいや健康づくり、仲間づくりなどを目的とした活動が行われており、地域コミュニティの形成の場ともなっています。

#### 【公民館の設置目的等】

##### 社会教育法（抜粋）

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- (1) 定期講座を開設すること。
- (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

国が実施する社会教育調査によると、公民館及び公民館類似施設の数はいくつも減少傾向にあり、これは社会教育施設に分類される施設（博物館、図書館、青少年教育施設、文化会館等）の中でも最大の減少幅となっています。公表されている直近のデータである平成14年度と平成30年度を比較すると、この16年間で20%以上減少しています。

#### 【施設の状況】

|           | 平成14年度    | 平成30年度    | 増減率    |
|-----------|-----------|-----------|--------|
| 全国の公民館等の数 | 18,819 施設 | 14,281 施設 | △24.1% |
| うち公民館類似施設 | 872 施設    | 649 施設    | △25.6% |

※ 出典：社会教育調査



## 2. 公民館等の施設の状況

本市には公民館が11館ありますが、その大半が建築から40年以上経過しています。建物の老朽化が進行しており、施設運営に支障を及ぼしかねない状況となっています。これまで大規模改修などの施設維持・保全を図るための工事について、必要なものの全てを行うことができなかったことが、劣化が進行している原因の一つと考えられます。特に、太海、田原、吉尾公民館の3館については耐震安全性が確保されていません。また、バリアフリー対応についても、現在の建物に求められる整備水準を全て満たしている施設はありません。今後計画的な改修や建替えなど具体的な対応方針を検討する必要があります。

### 【施設の状況】

| 地区名    | 名称             | 建築年度 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) | 部屋の構成                | 耐震安全性 | 老朽化状況 | バリアフリー対応 |        |         |
|--------|----------------|------|-----------------------|----------------------|-------|-------|----------|--------|---------|
|        |                |      |                       |                      |       |       | トイレ洋式化   | 多目的トイレ | 移動円滑化※2 |
| 江見地区   | 江見公民館          | S56  | 357.8                 | ホール、会議・集会室、調理室       | ○     | ×     | ×        | ×      | △       |
|        | 太海公民館          | S50  | 342.8                 | ホール、会議・集会室、調理室       | ×     | ×     | ×        | ×      | △       |
|        | 曾呂公民館          | S55  | 358.6                 | ホール、会議・集会室、調理室       | ○     | ×     | ×        | ×      | △       |
| 鴨川地区   | 中央公民館          | S51  | 1,058.1               | ホール、会議・集会室、調理室       | ○     | △     | ×        | ×      | △       |
|        | 東条公民館          | S53  | 511.1                 | ホール、会議・集会室、調理室       | ○     | △     | ×        | ×      | △       |
|        | 西条公民館          | S57  | 381.6                 | ホール、会議・集会室、調理室       | ○     | △     | ×        | ×      | △       |
|        | 田原公民館          | S54  | 350.3                 | ホール、会議・集会室、調理室       | ×     | ×     | ×        | ×      | △       |
| 長狭地区   | 主基公民館          | S46  | 347.3                 | ホール、会議・集会室、調理室       | ○     | △     | ○        | ×      | ×       |
|        | 吉尾公民館          | S48  | 415.8                 | ホール、会議・集会室、調理室       | ×     | ×     | ×        | ×      | △       |
|        | 大山公民館          | S59  | 901.5                 | ホール、会議・集会室、調理室、図書室   | ○     | △     | ○        | ○      | △       |
| 天津小湊地区 | 天津小湊公民館        | S53  | 896.6                 | 会議・集会室、図書室           | ○     | ×     | ×        | ×      | △       |
|        | コミュニティセンター小湊※1 | H2   | 730.1                 | ホール、会議・集会室、調理室       | ○     | △     | △        | ×      | △       |
|        | 小湊さとうみ学校※1     | S44  | 2,091.01              | 文化交流室、談話室、多目的室、客室、浴室 | ○     | ○     | ○        | ○      | ○       |

※1 類似施設として計上

※2 車椅子等での移動の円滑化で、屋外から建物内に入るためのスロープの設置、自動ドアの対応、エレベーターにより2階以上のフロアへの移動が可能な建物かを評価

### ■評価の内容

| 区分     | 判定結果            |              |                 |
|--------|-----------------|--------------|-----------------|
|        | ○               | △            | ×               |
| 耐震安全性  | 耐震基準に適合         | —            | 耐震基準に不適合        |
| 老朽化状況  | 概ね良好又は部分的に劣化    | 広範囲に劣化       | 早急に対応する必要がある    |
| トイレ洋式化 | 洋式化又は洋式化・ドライ化済み | ドライ化のみ       | 大便器が和式で床が湿式     |
| 多目的トイレ | 多目的トイレがある       | 車椅子利用者が利用できる | 整備されていない        |
| 移動円滑化  | 対応済み            | 部分的に対応している   | スロープがなく建物内に入れない |

### 3. 公民館の利用状況

公民館利用の目的別に見ると、サークル活動での利用が約 60%と一番多くなっており、主催事業は 10%未満となっています。利用状況の全体を見ると貸館利用が 90%以上を占め、建物の機能としては貸館主体の公の施設となっています。

また、令和 2 年度の館別の利用件数を見ると、新型コロナウイルス感染症の影響によりおよそ半減していますが、社会情勢の影響の少ない平成 30 年度においても大半の公民館で 1 日当たりの利用件数が 1～2 件程度にとどまっています。江見、鴨川、長狭及び天津小湊の地区ごとに見ても、鴨川地区以外は 1 日 2～4 件程度の利用という状況にあります。鴨川地区以外では、地区に 1 館あれば足りてしまう状況であり、現状の施設数又は規模は過大であると考えられます。

#### 【目的別利用件数（令和 2 年度）】

(件、%) 《1 日当たりの利用件数》

| 地区名・施設名 | 主催事業 | 官庁利用 | 地域利用 | サークル活動 | 一般利用 | その他 | 計     | R 2 年度 (件) | H30 年度 (件) |
|---------|------|------|------|--------|------|-----|-------|------------|------------|
| 江見地区    | 27   | 15   | 20   | 475    | 62   | 251 | 850   | 2.8        | 3.9        |
| 江見公民館   | 8    | 3    | 11   | 134    | 18   | 21  | 195   | 0.8        | 1.3        |
| 太海公民館   | 5    | 10   | 0    | 257    | 18   | 30  | 320   | 1.2        | 1.7        |
| 曾呂公民館   | 14   | 2    | 9    | 84     | 26   | 200 | 335   | 1.3        | 0.9        |
| 鴨川地区    | 79   | 46   | 64   | 1,414  | 75   | 190 | 1,868 | 6.1        | 11.3       |
| 中央公民館   | 14   | 18   | 6    | 610    | 2    | 44  | 694   | 2.3        | 4.7        |
| 東条公民館   | 37   | 24   | 36   | 406    | 33   | 58  | 594   | 2.3        | 2.8        |
| 西条公民館   | 14   | 2    | 16   | 200    | 33   | 21  | 286   | 1.1        | 1.9        |
| 田原公民館   | 14   | 2    | 6    | 198    | 7    | 67  | 294   | 1.1        | 1.8        |
| 長狭地区    | 41   | 19   | 23   | 409    | 31   | 128 | 651   | 2.1        | 3.4        |
| 主基公民館   | 13   | 1    | 0    | 111    | 17   | 21  | 163   | 0.6        | 1.0        |
| 吉尾公民館   | 11   | 17   | 17   | 159    | 6    | 52  | 262   | 1.0        | 1.5        |
| 大山公民館   | 17   | 1    | 6    | 139    | 8    | 55  | 226   | 0.9        | 1.0        |
| 天津小湊地区  | 51   | 15   | 1    | 140    | 1    | 272 | 480   | 1.6        | 2.8        |
| 天津小湊公民館 | 51   | 15   | 1    | 140    | 1    | 272 | 480   | 1.6        | 2.8        |

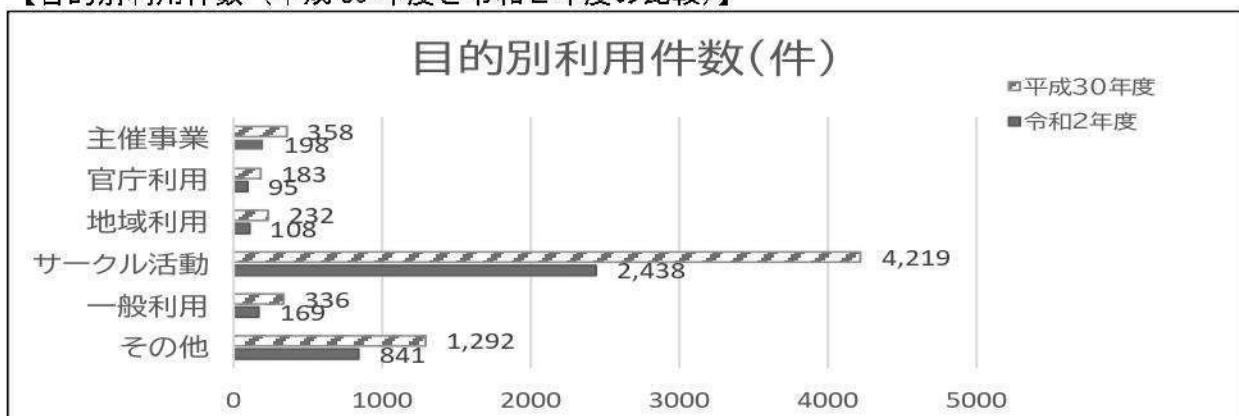
|         |     |     |     |       |     |      |       |      |      |
|---------|-----|-----|-----|-------|-----|------|-------|------|------|
| 全体(件)   | 198 | 95  | 108 | 2,438 | 169 | 841  | 3,849 | 12.6 | 21.4 |
| 利用割合(%) | 5.1 | 2.5 | 2.8 | 63.3  | 4.4 | 21.8 | 100   |      |      |

- ※ 令和 2 年度開館日数：西条公民館 254 日、中央・天津小湊公民館 307 日、その他の館 257 日
- ※ 平成 30 年度開館日数：中央・天津小湊公民館 311 日、東条・吉尾公民館 309 日、西条・曾呂公民館 307 日、その他の館 308 日
- ※ 曾呂公民館のその他の利用件数には、卓球クラブ（未登録団体）の利用が含まれている。

#### 【参考 平成 30 年度の目的別利用件数】

|         |     |     |     |       |     |       |       |
|---------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-------|
| 全体(件)   | 358 | 183 | 232 | 4,219 | 336 | 1,292 | 6,620 |
| 利用割合(%) | 5.4 | 2.8 | 3.5 | 63.7  | 5.1 | 19.5  | 100   |

#### 【目的別利用件数（平成 30 年度と令和 2 年度の比較）】



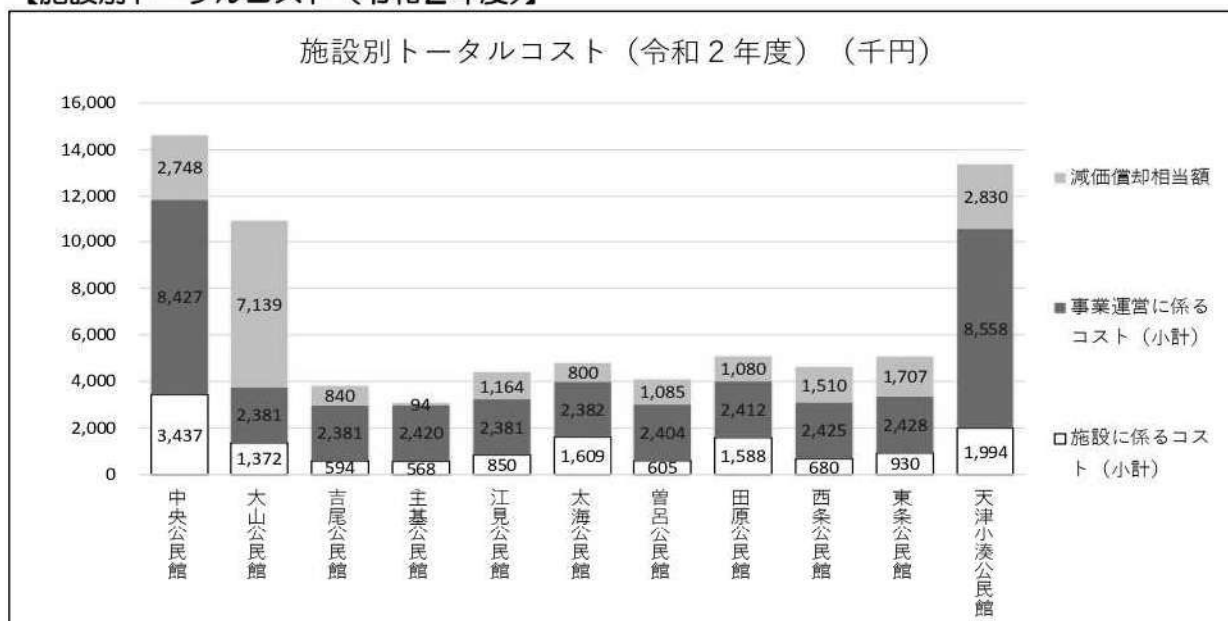


#### 4. 公民館の利用・運営コスト

公民館の施設運営、維持管理に係るトータルコスト（減価償却相当額を含む。）は、施設規模が大きい中央、大山、天津小湊公民館の3館で年間 1,000 万円を超えています。その他の公民館でも年間 300～500 万円となっています。全体では約 7,300 万円で、減価償却相当額を除くコストは約 5,300 万円となっています。その内訳を見ると、事業運営に係るコストの割合が大きくなっています。

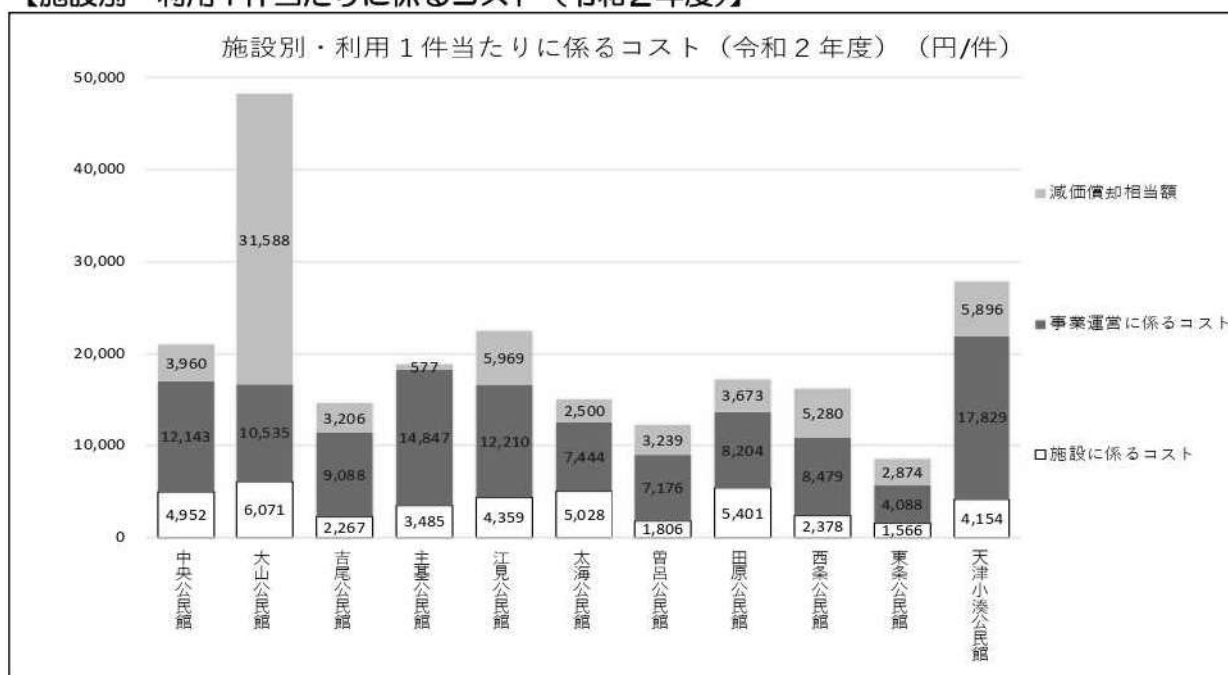
なお、大山公民館については、廃校となった大山小学校校舎を改修して利用していることから減価償却相当額の影響が大きくなっています。

##### 【施設別トータルコスト（令和2年度）】



利用1件当たりに係るコスト（減価償却相当額を含む。）は、東条公民館を除く全ての公民館で1万円を超えており、他の公共施設に比べ割高な状況となっています。

##### 【施設別・利用1件当たりに係るコスト（令和2年度）】

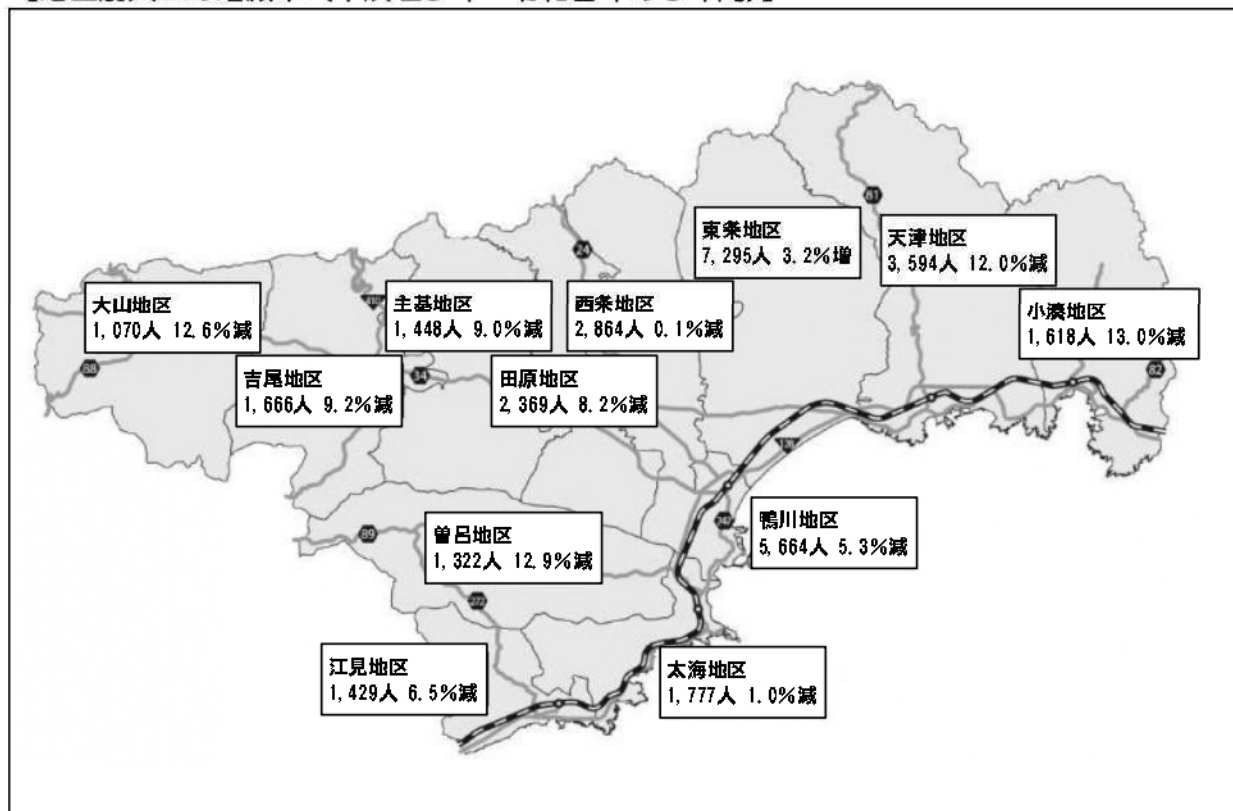


## 5. 施設を取り巻く状況

本市の平成 28 年から令和 2 年までの地区別人口は、市街地に近く、大規模観光施設や医療機関が立地している東条地区で若干増加していますが、それ以外の地区では減少傾向にあります。特に、平坦地が少ない地区は人口減少率が高くなっています。

今後もこの傾向が続くことが推測されます。

### 【地区別人口の増減率（平成 28 年～令和 2 年の 5 年間）】



※ 出典：令和 2 年国勢調査（速報値）

### 第3章 公民館等再編方針

#### 1. 公民館等の再編に関する基本方針

今後も少子高齢化が進行していく本市において、生涯学習活動の場や地域コミュニティの形成の場などとして、公民館は中心的な役割を担っていくと考えられます。しかしながら、公民館の施設の数又は規模が過大となっている現状及び本市の厳しい財政状況を踏まえると、今後の施設整備については、再編・統合を伴わない改修や建替えは困難な状況にあります。

本市における公民館の適正配置の検討に当たっては、将来的な取組としては地域ごとの集約化や学校施設など他の公共施設と複合化を図ること、快適な環境下で利用できるような施設の整備を計画的に進めていくことを目指しますが、当面の対応としては地域性を念頭に置き、施設の老朽化の状況、類似・代替施設の有無、利用状況、運営コストなどを総合的に判断して取組を進めていきます。

公民館は、幅広い年代の方々へ学習の場や機会を提供する生涯学習の拠点であります。公民館事業の充実を図っていくため、主催事業や館外活動を柔軟に展開し、地域にこだわらず市民が気軽に活動に参加できる環境を積極的に作ります。

なお、出張所については、主に住民票等証明書の交付、税金等の収納といった業務を取り扱ってきましたが、マイナンバーカードの普及による住民票等のコンビニ交付や市税等のコンビニ収納の推進により、その役割は大きく変わっていくと考えます。今後その機能の在り方を検討しつつ、地域ごとに他の公共施設の再編に合わせた複合化等を図ることから、当面は現状の設置数を維持するものとします。

#### 2. 公民館等の再編の検討

庁内検討会議において、公民館、出張所及びコミュニティセンター小湊（類似施設）の適正配置について、地区別に施設の状況、利用状況及び運営コスト、施設を取り巻く状況など、ハード面、ソフト面の両面から基本方針に基づいた意見調整を図り、教育委員会会議、社会教育委員会会議、公民館長会議等の意見を踏まえた検討を以下のとおり行いました。

##### 【検討内容】

| 地区名 | 検討内容   |
|-----|--|
| 江見  | <ul style="list-style-type: none"><li>江見地区3公民館の枠組みで考えると、江見、曾呂公民館は耐震性があるので、太海公民館単体での耐震補強・大規模改修を行うことは選択しがたい。</li><li>利用状況から見ても、まずは江見地区全体で公民館を集約することが考えられるが、中間地点にある太海公民館は耐震安全性を有していないので、現状のまま継続利用はできないことから存続する優先順位としては低くなる。</li><li>江見出張所を併設する江見公民館1館に集約することが考えられるが、江見公民館は津波浸水区域に位置していることから、旧江見小学校に他の公共施設と複合化して整備・移転する選択肢も考えられる。</li><li>曾呂公民館については、地域での集約化に向けた段階的な対応として、分館化して当面は存続とすることが考えられる。</li></ul> |
| 鴨川  | <ul style="list-style-type: none"><li>鴨川地区4公民館の枠組みで考えると、中央、東条、西条公民館は耐震性があるので、田原公民館単体での耐震補強・大規模改修を行うことは選択しがたい。</li><li>田原公民館は耐震安全性を有していないので、現状のまま継続利用はできないことから存続する優先順位としては低くなる。</li></ul>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>まずは鴨川地区全体で公民館を集約することが考えられるが、利用状況から見て中央公民館1館では利用ニーズを受け入れ切れないので、東条公民館を分館化して当面は存続とすることが考えられる。</li> <li>西条公民館は周辺に類似・代替施設（ふれあいセンター）があることから存続する優先順位としては低くなるが、西条公民館と田原公民館が連携して運営されている現状を考慮し、西条公民館については、地域での集約化に向けた段階的な対応として、分館化して当面は存続とすることが考えられる。</li> </ul>   |
| 長狭   | <ul style="list-style-type: none"> <li>長狭地区3公民館の枠組みで考えると、大山、主基公民館は耐震性があるので、吉尾公民館単体での耐震補強・大規模改修工事は選択しがたい。</li> <li>利用状況から見ても、まずは長狭地区全体で公民館を集約することが考えられるが、中心地点にある吉尾公民館は耐震安全性を有していないので、現状のまま継続利用はできないことから存続する優先順位としては低くなる。</li> <li>里山オフィスが併設されている大山公民館1館に集約することが考えられる。</li> <li>主基公民館については、地域での集約化に向けた段階的な対応として、分館化して当面は存続とすることが考えられる。</li> <li>吉尾出張所は他の公共施設との複合化による機能移転を検討する。</li> </ul> |
| 天津小湊 | <ul style="list-style-type: none"> <li>天津小湊地区1公民館は、存続が考えられるが、周辺に類似・代替施設（天津小湊支所、天津小湊保健福祉センター）があることから複合施設化を図り集約していくことも考えられる。</li> <li>コミュニティセンター小湊は、小湊さとうみ学校が開設されたところでもあり、将来的には、小湊出張所を含め、貸館機能を小湊さとうみ学校に集約することも考えられる。</li> </ul>   |

上記の検討内容を踏まえ、再編の方向性を以下のとおりとします。

なお、早急に具体的な検討に取り組むべき方向性を示す短期方針と将来的な方向性を示す長期方針として整理しました。

#### 【検討による再編の方向性】

| 区分              | 該当施設                             | 短期方針                       | 長期方針               |
|-----------------|----------------------------------|----------------------------|--------------------|
| 耐震改修を行っていない施設   | 太海公民館<br>田原公民館<br>吉尾公民館（出張所）     | 廃止する。<br>ただし、出張所は移転して存続する。 | —                  |
| 各地区の中核となる施設（移転） | 江見公民館（出張所）                       | 移転して複合化を図り存続する。            | 存続する。              |
| 各地区の中核となる施設（既存） | 中央公民館<br>大山公民館<br>天津小湊公民館        | 存続する。                      | 学校など他の公共施設と複合化を図る。 |
| 中核施設以外の施設       | 曾呂公民館<br>東条公民館<br>西条公民館<br>主基公民館 | 分館化して当面存続する。               | 廃止する。              |

※ 公民館の分館は、職員を配置せずに貸館のみを行うものです。

上記の方針に関する取組の目標期間は、以下のとおりとします。

#### 【再編の方向性の目標期間】

|      |           |
|------|-----------|
| 短期方針 | 令和7年度末まで  |
| 長期方針 | 令和14年度末まで |

検討による再編の方向性（短期方針）に基づき試算すると以下の削減効果が見込まれます。

**【利用・運営コストに係る財政効果（令和2年度ベース）】**

（単位：千円）

| 施設名     | 令和2年度実績<br>A | 試算結果<br>B | 適正配置による削減効果 |      |
|---------|--------------|-----------|-------------|------|
|         |              |           | 差（A－B）      | 減少率  |
| 江見公民館   | 3,231        | 3,231     | 0           | 0%   |
| 太海公民館   | 3,991        | 0         | 3,991       | 100% |
| 曾呂公民館   | 3,009        | 605       | 2,404       | 80%  |
| 中央公民館   | 11,864       | 11,864    | 0           | 0%   |
| 東条公民館   | 3,358        | 930       | 2,428       | 72%  |
| 西条公民館   | 3,105        | 680       | 2,425       | 78%  |
| 田原公民館   | 4,000        | 0         | 4,000       | 100% |
| 主基公民館   | 2,988        | 568       | 2,420       | 81%  |
| 吉尾公民館   | 2,975        | 0         | 2,975       | 100% |
| 大山公民館   | 3,753        | 3,753     | 0           | 0%   |
| 天津小湊公民館 | 10,552       | 10,552    | 0           | 0%   |
| 合計      | 52,826       | 32,183    | 20,643      | 39%  |

※ 耐震安全性のない施設は継続利用が困難なため、0円と見込んでいます。

※ 分館化を検討している施設は、人件費や消耗品費等の削減を見込んでいます。また、積極的な修繕及び改修は行わず、必要最低限の費用を見込んでいます。

※ 減価償却費は、これまでの投資的経費によるものであることから、平準化を図るため除外して  
います。

**【施設保有面積に係る削減効果】**

（単位：㎡）

| 施設名     | 延床面積<br>A | 試算結果<br>B | 適正配置による削減効果 |      |
|---------|-----------|-----------|-------------|------|
|         |           |           | 差（A－B）      | 減少割合 |
| 江見公民館   | 357.8     | 357.8     | 0.0         | 0%   |
| 太海公民館   | 342.8     | 0.0       | 342.8       | 100% |
| 曾呂公民館   | 358.6     | 358.6     | 0.0         | 0%   |
| 中央公民館   | 1,058.1   | 1,058.1   | 0.0         | 0%   |
| 東条公民館   | 511.1     | 511.1     | 0.0         | 0%   |
| 西条公民館   | 381.6     | 381.6     | 0.0         | 0%   |
| 田原公民館   | 350.3     | 0.0       | 350.3       | 100% |
| 主基公民館   | 347.3     | 347.3     | 0.0         | 0%   |
| 吉尾公民館   | 415.8     | 0.0       | 415.8       | 100% |
| 大山公民館   | 901.5     | 901.5     | 0.0         | 0%   |
| 天津小湊公民館 | 896.6     | 896.6     | 0.0         | 0%   |
| 合計      | 5,921.5   | 4,812.6   | 1,108.9     | 19%  |

※ 耐震安全性のない施設は継続利用が困難なため、延床面積を0㎡としています。

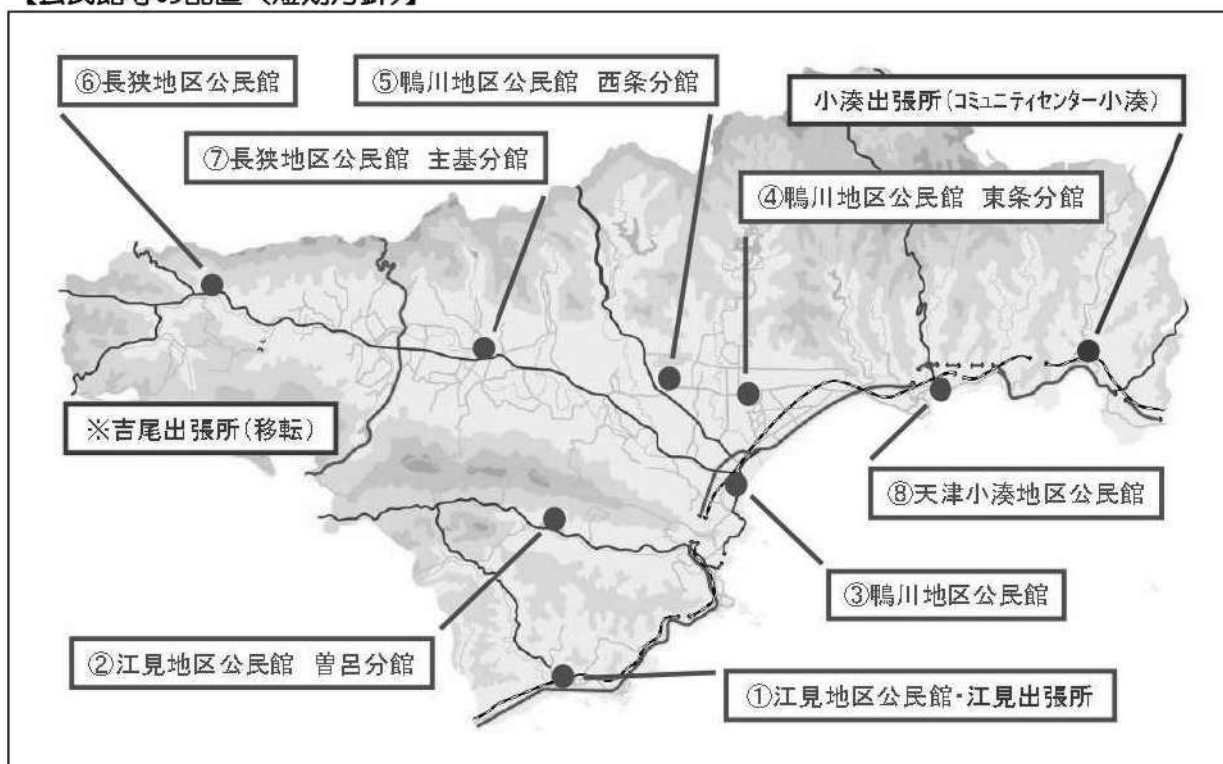
### 3. 公民館等の再編方針

公民館等の再編の検討を踏まえ、以下のとおりとします。

#### 【再編方針】

| 地区名    | 施設名            | 再編方針      |      | (仮)新公民館<br>(短期方針) |
|--------|----------------|-----------|------|-------------------|
|        |                | 短期方針      | 長期方針 |                   |
| 江見地区   | 江見公民館<br>(出張所) | 存続(移転複合化) | 存続   | ①江見地区公民館(出張所)     |
|        | 太海公民館          | 廃止        | —    | —                 |
|        | 曾呂公民館          | 分館化       | 廃止   | ②江見地区公民館 曾呂分館     |
| 鴨川地区   | 中央公民館          | 存続        | 複合化  | ③鴨川地区公民館          |
|        | 東条公民館          | 分館化       | 廃止   | ④鴨川地区公民館 東条分館     |
|        | 西条公民館          | 分館化       | 廃止   | ⑤鴨川地区公民館 西条分館     |
|        | 田原公民館          | 廃止        | —    | —                 |
| 長狭地区   | 大山公民館          | 存続        | 複合化  | ⑥長狭地区公民館          |
|        | 主基公民館          | 分館化       | 廃止   | ⑦長狭地区公民館 主基分館     |
|        | 吉尾公民館<br>(出張所) | 廃止        | —    | —(出張所は移転存続)       |
| 天津小湊地区 | 天津小湊公民館        | 存続        | 複合化  | ⑧天津小湊地区公民館        |

#### 【公民館等の配置(短期方針)】



※ 吉尾出張所は、他の公共施設との複合化を図ります。

## 鴨川市公民館等再編方針（原案）に関する意見聴取について

### ■ 意見聴取の実施状況

鴨川市公民館等再編方針（原案）について、次のとおり意見聴取を実施しました。

#### 1 パブリックコメント手続

- ・ 募集期間 令和4年9月5日（月）～10月4日（火）（30日間）
- ・ 意見書の提出 15件（個人12名、団体3団体）

#### 2 公民館利用団体等への意見調査

- ・ 概 要 利用者・市民団体など関係団体を対象に意見調査を実施
- ・ 調査期間 令和4年9月5日（月）～9月30日（金）
- ・ 意見書の提出 168件（うち意見記述あり138件）

（実施状況）

| 照会団体種別     | 調査件数 | 回答件数<br>（うち意見記述あり） | 回答率  |
|------------|------|--------------------|------|
| 公民館活動団体    | 177件 | 131件<br>(108件)     | 74%  |
| ボランティア団体   | 12件  | 10件<br>(8件)        | 83%  |
| NPO・市民活動団体 | 41件  | 21件<br>(16件)       | 51%  |
| その他        | 5件   | 5件<br>(5件)         | 100% |
| 無記名        | 1件   | 1件<br>(1件)         | —    |
| 合計         | 235件 | 168件<br>(138件)     | 71%  |

※ その他は照会団体の他に追加回答があったもの。

#### 3 公民館等の適正配置に関する懇談会（第1回）

- ・ 概 要 公益的団体等の代表者からの意見聴取を実施
- ・ 開催日時 令和4年9月27日（火）午後7時～午後8時30分
- ・ 依頼団体 鴨川市青少年相談員連絡協議会、鴨川市子ども会育成連盟、鴨川市立公立学校PTA連絡協議会、鴨川市文化協会、鴨川市社会福祉協議会
- ・ 出席者 13名



## ■ 意見の概要

パブリックコメント手続、公民館利用団体等への意見調査、公民館等の適正配置に関する懇談会（第1回）等での意見概要は、次のとおりです。

### ① 公共施設の総合的な管理の推進に関する意見（78件）

- 人口減少や少子高齢化の進行、財政状況を考えると、再編、最適化の取組を進める必要がある。
- 将来人口が減少することを考えると、再編を行い維持管理費の削減は当然だ。
- 厳しい財政状況の中で考えていくしかないが、市民の気持ちを大切にしながら進めてほしい。
- 鴨川市が公共施設をまちづくりにどう位置付けているのか理解できない。
- 公共施設を新規整備されている反面、公民館を廃止するのは理解できない。
- 複合化の方法や方向性が決まっていなかった中での方針は時期尚早のため、決まりしだい再調整するべき。
- 市民会館や市民ギャラリー、公民館の廃止と、老朽化は以前からわかっているのなら早い段階から対処していれば、急に廃止というような事にはならない。

### ② 政策に関する意見（44件）

- 人口減少や少子高齢化の進行、財源の減少は理解できるが、子育て政策の推進や移住者を増やすなど、人口を増やすための政策を行って欲しい。
- 市民・利用者の立場や今後どのような施設を望んでいるか判断し、取組を進める必要がある。
- 受益者負担の観点から利用料を徴収して、維持管理することも検討しながら利用環境を整備してほしい。
- 公民館を廃止するのではなく、利用料金を徴収するなど、存続させる方法を考えてほしい。
- 市の財政支出を、市民の豊かな生きがいとも言える公民館に的を当てるのは、納得できない。
- 市の苦しい財政状況を打ち破る積極的で夢のある事案はないものか。

### ③ 公民館等の再編に関する意見（117件）

- 公民館の利用を制限するのではなく、必要なものを必要なだけ残していくよう考えていて、公民館が使いやすい施設になるならありがたい。
- 安全、財政面から廃止は仕方ないが、公民館が減るのは寂しい限り。
- 旧中学校区単位で集約・複合化してほしい。
- 公民館再編について住民に情報が十分伝わっていないと感じるので、様々な機会を通して説明をしてほしい。
- 再編の取組は理解できるが、公民館が地域の拠点、交流の場であることを十分に理解し、市民により良い施設になるよう検討してほしい。



|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 今後の具体的な機能の移転案について、地域住民への説明と主体的に地域住民が関わっていける方法を考えてほしい。</li> <li>• 再編の目標期間の設定が不明確であり、耐震性のない施設は直ちに廃止すべき。</li> <li>• 老朽化や財政状況は理解しているが、もっと早期に計画的に行うべきであった。</li> <li>• 高齢者が多く公民館は必要と考える。</li> <li>• 公民館は、災害時の活用や生活上の拠点とする施設でありなくなったら困る。</li> <li>• 地域福祉の推進の観点から、公民館がなくなると活動が困難になる。</li> <li>• 耐震工事の優先順位の考え方はどのようになっていたのか。</li> <li>• 地域ごとに公共施設、交通手段等の実情に合わせて再編成すべきである。</li> <li>• 長期方針の施設配置を各地区の中心に配置し、利便性を図るべきである。</li> <li>• 市民に交流の場や活動の場、発表の場を確保してほしい。</li> </ul> |
| <p>④ 複合化・公共施設活用に関する意見（69件）</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市役所周辺に公民館と市民会館の複合施設を整備してほしい。</li> <li>• 学校の余裕教室を活用する方向で集約してはどうか。</li> <li>• 学校との複合化を先送りせず、直ぐに進めていくべき。</li> <li>• 他の公共施設と複合化し、多目的活用（学校・公民館・直売所・サロン等）を図ってほしい。</li> <li>• 地域にある学校の余裕教室等を活用し、遠くならない利活用を検討してほしい。</li> </ul>   |
| <p>⑤ 避難所に関する意見（24件）</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもを含め、避難所を含む公共施設が遠すぎるので、地域の公民館が使用できることが一番大切な事である。</li> <li>• 高齢化が進むにつれて移動が難しく、避難所・集会所等が地区には必要です。</li> <li>• 再編し、緊急避難場所としての機能を備えてほしい。</li> </ul>   |
| <p>⑥ 交通手段に関する意見（48件）</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 集約するのは仕方ないが、高齢者が活動できるよう交通手段に配慮してほしい。（コミュニティバス、チョイソコや巡回バス）。</li> <li>• 高齢化・運転免許証返納・公共交通減少等で移動が困難になってきている。</li> </ul>  |
| <p>⑦ 社会教育の取組に関する意見（45件）</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>• 鴨川市の社会教育、生涯学習をどのように考えているのか。</li> <li>• 主催事業や館外活動を柔軟に展開し、地域に拘らず市民が気軽に活動に参加できる環境を積極的に作るには具体的などのような事なのか。</li> <li>• 教育委員会として、鴨川市教育振興計画に掲げる公民館事業の充実と再編方針の整合性をどのように図るのか。</li> <li>• 公民館は生涯学習の拠点という視点のみで、地域コミュニティ形成の場でもあるという視点が欠けている。</li> <li>• 講演や勉強はオンラインでできる時代になっている。</li> </ul>   |

## ■ 公民館に求める機能

公民館利用団体等への意見調査において、公民館に求める機能を調査した結果は、次のとおりでした。

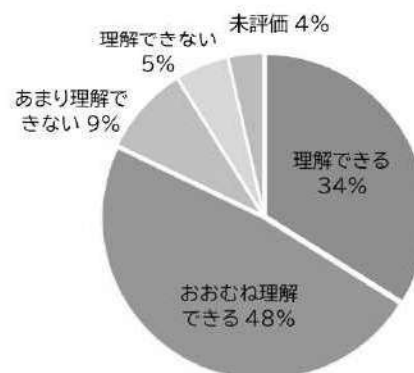
- ・ 出張所機能
- ・ 避難所機能
- ・ 全世代向け、多世代交流できる場所
- ・ 広い駐車場スペース
- ・ Wi-Fi 設備
- ・ バリアフリー化
- ・ トイレ（洋式化、温水洗浄、自動洗浄等）
- ・ パソコン、オンライン設備（Wi-Fi 設備除く）
- ・ 調理設備、調理室
- ・ 発表の場
- ・ エレベーター設備
- ・ 子育て世代向けの機能（児童館的機能）

## ■ 意見調査による評価

公民館利用団体等への意見調査において、公民館等再編方針（原案）についての評価結果は、次のとおりでした。

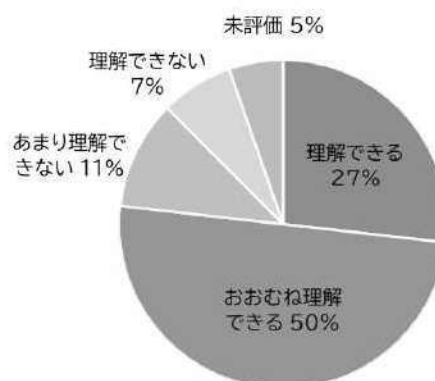
### 1 公共施設の最適化を図るための取り組み全般について

| 評価項目      | 件数    |
|-----------|-------|
| 理解できる     | 57 件  |
| おおむね理解できる | 81 件  |
| あまり理解できない | 15 件  |
| 理解できない    | 9 件   |
| 未評価       | 6 件   |
| 合計        | 168 件 |

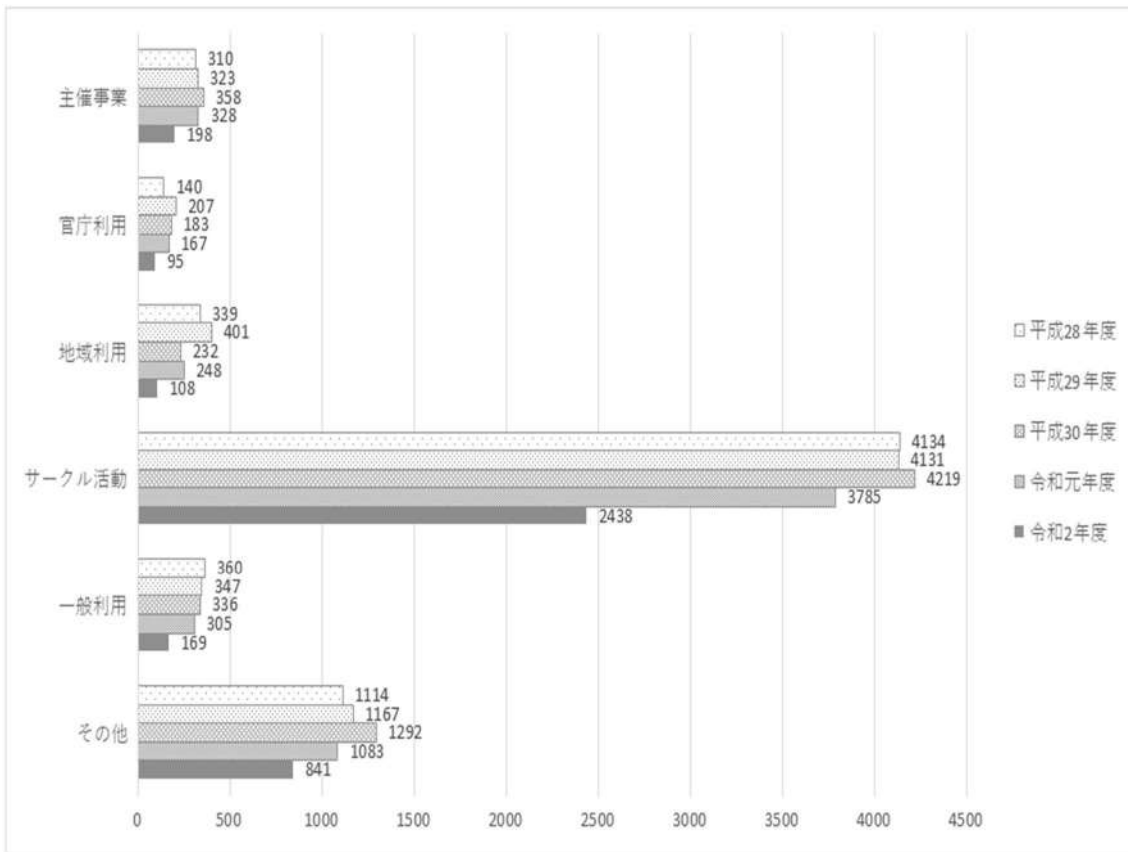


### 2 第3章 公民館等再編方針について

| 評価項目      | 件数    |
|-----------|-------|
| 理解できる     | 45 件  |
| おおむね理解できる | 84 件  |
| あまり理解できない | 18 件  |
| 理解できない    | 12 件  |
| 未評価       | 9 件   |
| 合計        | 168 件 |



## 【過去5年間の公民館目的別利用件数（件）】



このグラフは、平成28年度から令和2年度までの市内11公民館全体の目的別利用件数の状況を示すものです。

コロナ禍のために利用件数が減少した令和2年度も含め、いずれの年度もサークル活動での利用などの貸館利用が90%を超えていることが確認できます。

## (4) 城西国際大学観光学部の跡地活用の進ちょくについて



### 1 経緯

鴨川市では、文化・教育・情報の発信地の形成を目指し、太海多目的公益用地（現太海望洋の丘）開発を進め、早稲田大学や城西国際大学をはじめとする教育研究施設の誘致に取り組んできました。

城西国際大学の誘致にあたっては、平成14年から28年にかけて市が用地を無償譲渡するなどし、平成16年4月に安房ラーニングセンター、平成18年4月に城西国際大学観光学部、平成27年9月に安房グローバル・ヴィレッジが順次開設され、安房キャンパスと総称される施設群が形成されてきました。

しかし、大学では、令和4年度から観光学部を東金キャンパスに移転することを令和2年7月に決定し、これに伴って安房キャンパスが閉鎖されました。

市では、早期に安房キャンパス跡地の有効活用による地域活性化を図るため、大学と土地・施設の活用方策を協議しています。また、これと並行して、市が無償譲渡した土地の返還や大学施設の取扱いなどについても協議しています。

### 2 大学施設等の概要

#### (1) 観光学部の概要

- ①開設 平成18(2006)年4月1日
- ②学科 観光学科
- ③定員 400名
- ④在籍者数 347名(令和3年5月1日)

## (2)施設の概要

### ①城西国際大学 観光学部

地上5階、地下2階、鉄筋コンクリート造

竣工:平成18年3月

### ②安房ラーニングセンター

地上2階、鉄筋コンクリート造

竣工:平成16年4月

※安房グローバル・ヴィレッジは、地上3階、鉄骨造(平成27年9月竣工)

### ③附属施設

観光学部駐車場、フットサルコート、安房ラーニングセンター駐車場、総合グラウンド

## 3 土地の無償譲渡の経過

| 年月      | 面積                        | 備考            |
|---------|---------------------------|---------------|
| 平成14年5月 | 46,631.89 m <sup>2</sup>  | 安房ラーニングセンター用地 |
| 平成17年4月 | 37,011.00 m <sup>2</sup>  | 安房キャンパス用地     |
| 平成18年3月 | 1,832.02 m <sup>2</sup>   | //            |
| 平成21年3月 | 7,160.27 m <sup>2</sup>   | //            |
| 平成28年3月 | 54,216.50 m <sup>2</sup>  | //            |
| 計       | 146,851.68 m <sup>2</sup> |               |

※面積は、合筆等により変更されているものもあります。

## 4 跡地活用に係る基本的な考え方

現状の建物の用途及び機能並びに太海多目的公益用地開発の経緯を踏まえ、教育研究施設用地としての活用を第一として、利用者及び用途を決定できるよう取り組みを進めます。

利用者については、第三者であることを最優先に学校法人城西大学と協議し、募集及び決定を行います。

なお、望ましい教育研究施設の誘致が困難な場合には、教育関係に限らず、活用先を検討します。

## 5 跡地活用に向けた主な取り組み

### (1)跡地等の保全

市と大学では、市が無償譲渡した土地を無償で市に返還することを前提に、次の事項を主な内容とする協定を令和3年1月に締結しています。

- ①観光学部の移転に伴う諸問題の解決に向け、誠意を持って協議を行うこと
- ②土地の返還が完了し、市との協議が整うまでの間は、土地・施設を無断で譲渡等しないこと

## (2)千葉県知事による現地視察及び意見交換

千葉県の熊谷知事が令和4年4月18日(月)に観光学部跡地を視察し、市長と意見交換を行いました。市からは、早期に跡地の活用方策を決定できるよう、情報提供などの支援をお願いしました。知事からは、市と情報共有を密にしながら、県としてもサポートしていくとの言葉をいただきました。

## (3)跡地の活用に係る提案の募集

安房キャンパス跡地の有効活用による地域活性化を図るため、跡地の活用に係る提案を募集しました。

活用にあたっては、市が太海多目的公益用地開発に取り組んできた経緯を踏まえ、教育研究施設が望ましいですが、地域の振興や活性化につながる用途であれば、大学等教育研究施設に限らず、提案等は受け付けました。

### ①募集期間

令和4年5月18日(水)～8月1日(月)

### ②受付状況

教育関係5件、観光関係1件、福祉関係1件 計7件

※大学が別に把握する候補事業者も4件あり

## (4)利活用候補事業者の選定

安房キャンパス跡地及び建物・施設・設備等の利活用について、その優先交渉権者の選定を厳正かつ公正に行うため、市と大学とで利活用候補事業者選定審査委員会を設置し、審査等を行っています。

審査にあたっての基本コンセプトは次のとおりです。

- ①鴨川市のまちづくりの方向性と整合する事業であること
- ②持続可能な形で跡地等の利活用を図ることができるものであること
- ③跡地等の一部開放などにより、地域に貢献することが望ましいこと

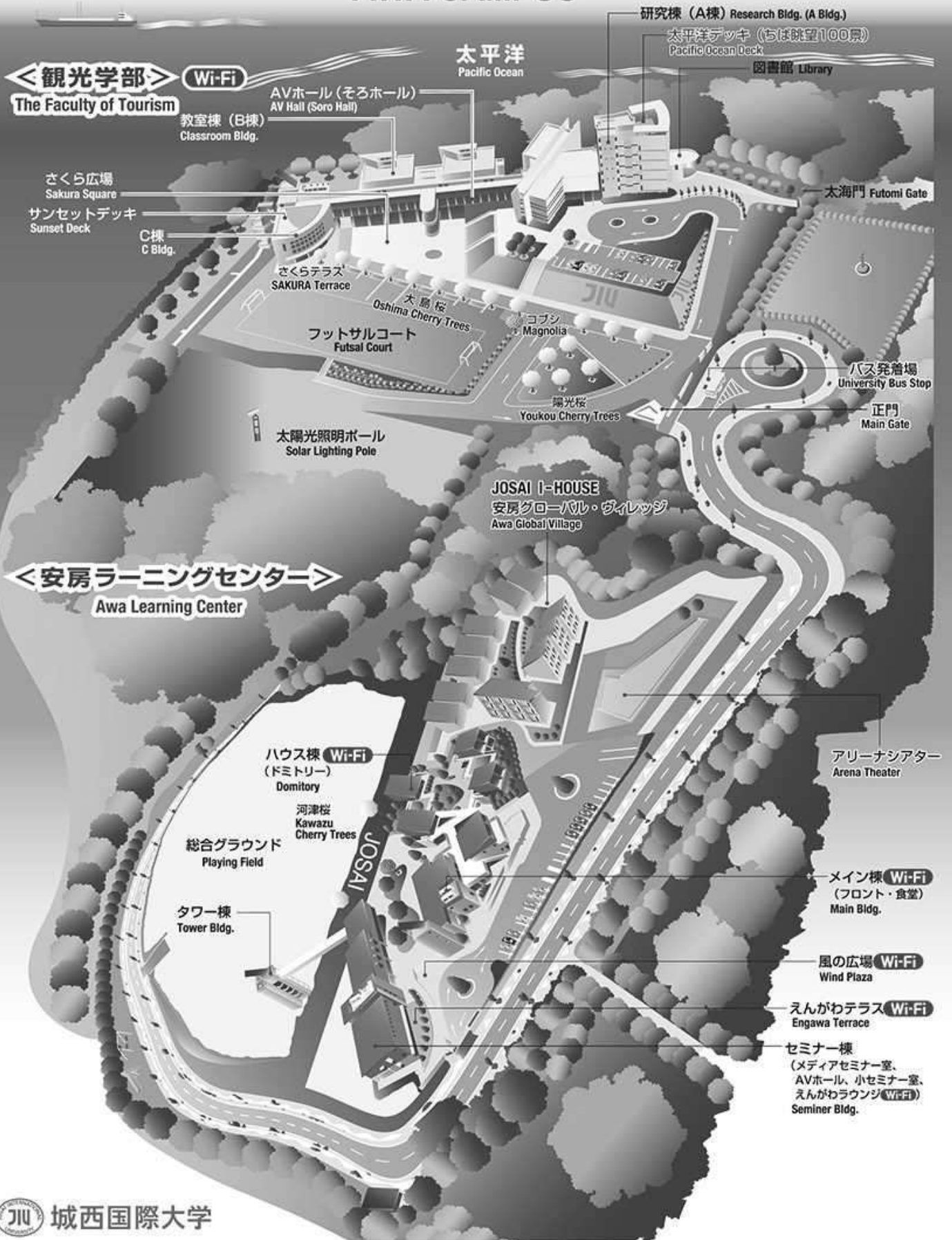
## 6 今後の対応

選定審査委員会において優先交渉権者の選定作業を進め、その結果を踏まえ、活用先の決定を図ります。

また、本市への跡地の返還に係る諸条件を継続的に協議し、早期返還に向けて取り組めます。

# 安房キャンパスマップ

## AWA CAMPUS







## 【資料のみ配布】

- (1) 新型コロナワクチン接種状況（令和4年10月16日接種分まで）・・・・・・・・・・41
- (2) 今後のワクチン接種（令和4年10月18日時点）・・・・・・・・・・42
- (3) コロナかなと思う症状がある方（症状が軽く重症化リスクの低い方）・・・・・・・・43
- (4) コロナかなと思う症状がある方（65歳以上の方、重症化リスクのある方、つらい症状（息苦しさ・強いだるさ・高熱等）のある方、妊婦の方、子ども）・・・・・・・・44
- (5) 高齢者のインフルエンザ予防接種（定期接種）・・・・・・・・・・45
- (6) マイナンバーカードを作ろう・・・・・・・・・・46
- (7) マイナンバーカードの申請で最大20,000円分のマイナポイントがもらえる・・47
- (8) [鴨川市×PayPay] キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン第2弾・・・・48
- (9) かもがわお買い物スタンプラリー「ウルトラかもらり2022」・・・・・・・・・・49
- (10) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている方への各種支援・・・・・・・・50～51

# 新型コロナウイルスワクチン接種状況

鴨川市の接種率(令和4年10月16日接種分まで)

VRSデータ集計(12歳以上)

| 接種区分   | 対象人数<br>(R4.4.1時点) | 1回目接種   |        | 2回目接種   |        | 3回目接種   |        | 4回目接種   |        | 未接種者数<br>(人) |
|--------|--------------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|--------------|
|        |                    | 接種済人数   | 接種率    | 接種済人数   | 接種率    | 接種済人数   | 接種率    | 接種済人数   | 接種率    |              |
| 65歳以上  | 12,761人            | 11,546人 | 90.48% | 11,519人 | 90.27% | 11,138人 | 87.28% | 9,244人  | 72.44% | 1,215人       |
| 60～64歳 | 1,888人             | 1,753人  | 92.85% | 1,751人  | 92.74% | 1,645人  | 87.13% | 1,060人  | 56.14% | 135人         |
| 50～59歳 | 3,910人             | 3,513人  | 89.85% | 3,506人  | 89.67% | 3,101人  | 79.31% | 963人    | 24.63% | 397人         |
| 40～49歳 | 3,573人             | 3,200人  | 89.56% | 3,195人  | 89.42% | 2,639人  | 73.86% | 859人    | 24.04% | 373人         |
| 30～39歳 | 2,487人             | 2,178人  | 87.58% | 2,171人  | 87.29% | 1,731人  | 69.60% | 657人    | 26.42% | 309人         |
| 20～29歳 | 3,070人             | 2,660人  | 86.64% | 2,647人  | 86.22% | 2,229人  | 72.61% | 1,245人  | 40.55% | 410人         |
| 12～19歳 | 1,801人             | 1,553人  | 86.23% | 1,550人  | 86.06% | 1,091人  | 60.58% | 58人     | 3.22%  | 248人         |
| 全対象者   | 29,490人            | 26,403人 | 89.53% | 26,339人 | 89.32% | 23,574人 | 79.94% | 14,086人 | 47.77% | 3,087人       |

VRSデータ集計(5～11歳)

| 5～11歳 | 対象人数<br>(R4.4.1時点) | 1回目接種 |        | 2回目接種 |        | 3回目接種 |       |
|-------|--------------------|-------|--------|-------|--------|-------|-------|
|       |                    | 接種済人数 | 接種率    | 接種済人数 | 接種率    | 接種済人数 | 接種率   |
|       | 1,312人             | 697人  | 53.13% | 688人  | 52.44% | 86人   | 6.55% |



©鴨川市2010

## ふれあいセンターでのワクチン接種

今後、市内医療機関の予約状況を見ながら、11月下旬以降にふれあいセンターを会場とした、オミクロン株対応ワクチン接種を実施することを検討しています。

実施日が決定しましたら、市の安全・安心メール、ホームページ、公式LINE等にてお知らせします。

## 小児(5～11歳)のワクチン1・2・3回目接種

■使用するワクチンは、1・2・3回目接種ともに、ファイザー社の5歳～11歳用のワクチンを使用します。1・2回目接種の場合は、1回目接種から3週間の間隔をあけて合計2回接種し、3回目接種の場合は、2回目接種から5か月以上の間隔をあけて、1回接種します。

■令和4年9月6日から、小児の接種について、オミクロン株流行下での一定の科学的知見が得られたことから、小児についても「努力義務」(※)の規定を適用することが妥当であるとされました。ただし、接種は強制ではなく、ご本人や保護者の判断に基づいて受けていただくことに変更はありません。

※「努力義務」…「接種を受けるよう努めなければならない」という予防接種法の規定のことで、義務とは異なります。感染症の緊急のまん延予防の観点から、皆様に接種にご協力をいただきたいという趣旨から、このような規定があります。(厚生労働省新型コロナワクチンQ&A参照)

### 【鴨川市の接種実施医療機関】

| 医療機関名  | 接種日及び予約期間   | 予約方法  |
|--------|---|---|
| 市立国保病院 | <b>【接種日】</b><br>①11月28日(月)<br>②12月19日(月)<br>③12月26日(月)<br>④令和5年1月16日(月)<br>※1・2回目接種を希望する方は、3週間の間隔をあけて2回接種できる日程を選んでください。<br>3回目接種を希望する方は、2回目接種から5か月以上経過する日を選んでください。<br><br><b>【接種時間】</b><br>午後3時から午後4時 ※<br>※予約状況に合わせて、随時予約を受け付けます。予約状況によっては、上記の時間で接種を実施しない場合がありますので、予めご了承ください。<br><br><b>【予約期間】</b><br>10月26日(水)午前8時30分～<br>接種日3日前の正午まで | ◎電話(午前8時30分～午後5時まで・土日祝日を含む)<br>鴨川市新型コロナワクチン接種コールセンター<br>☎050-3134-5477<br><br>又は<br><br>◎インターネット(24時間受付)<br><a href="https://kamogawakokuho-hp.com/">https://kamogawakokuho-hp.com/</a><br>(鴨川市立国保病院トップページ) |



### 【安房郡市の接種実施医療機関】

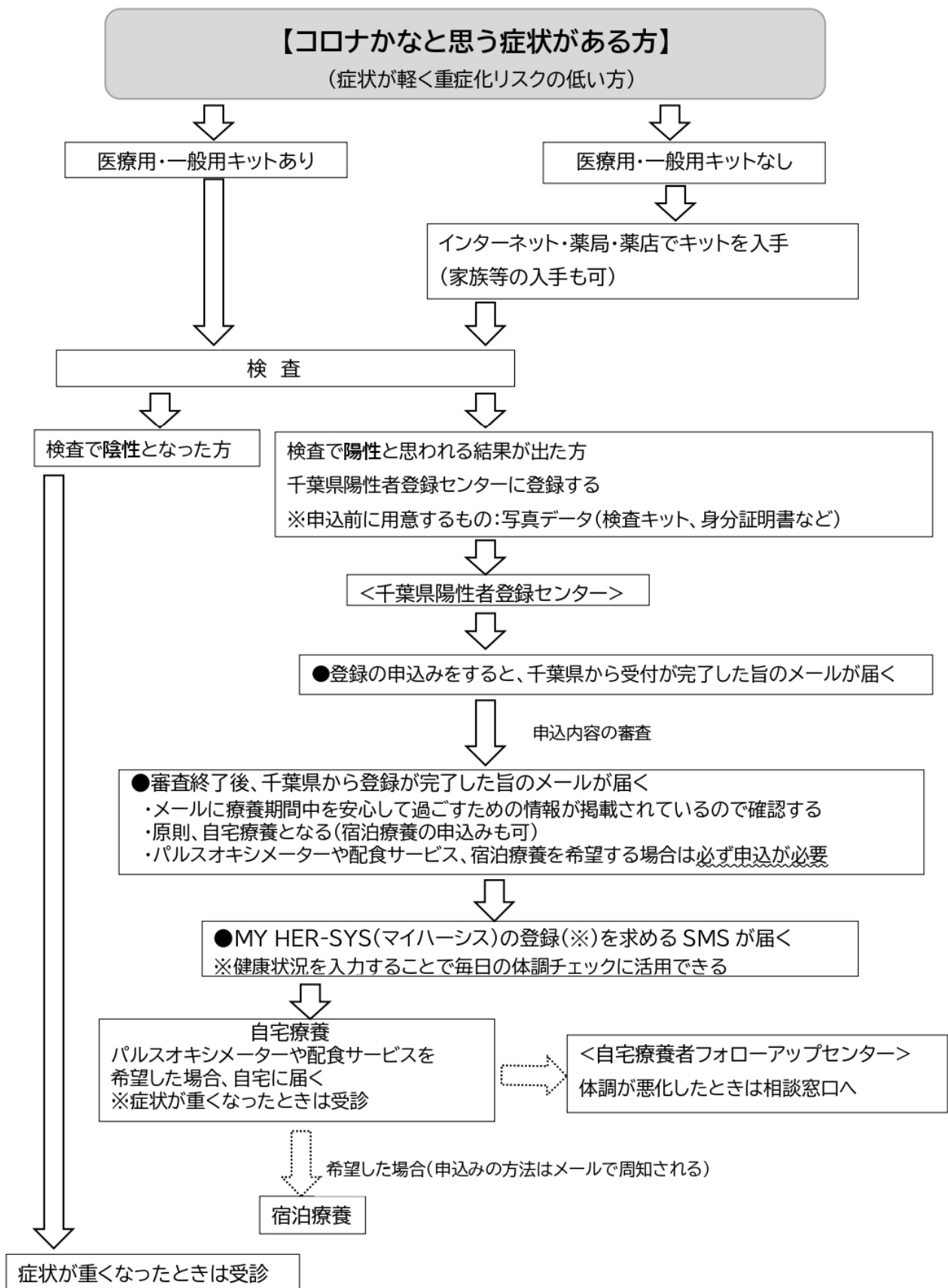
| 医療機関名                   | 予約方法  |
|-------------------------|---|
| 安房地域医療センター<br>館山市山本1155 | ◎電話(午前9時～午後4時まで・月～金曜日)<br><b>【予約専用】</b> ☎080-9534-7681 ☎090-5536-4678 ☎090-5537-6338<br>又は<br>◎インターネット(24時間受付)<br><a href="https://jump.mrso.jp/h3610920/">https://jump.mrso.jp/h3610920/</a> |
| 勝山クリニック<br>安房郡鋸南町勝山319  | ◎電話・窓口<br>☎0470-55-2138(診療時間内)  |



## 乳幼児(生後6か月～4歳)の接種

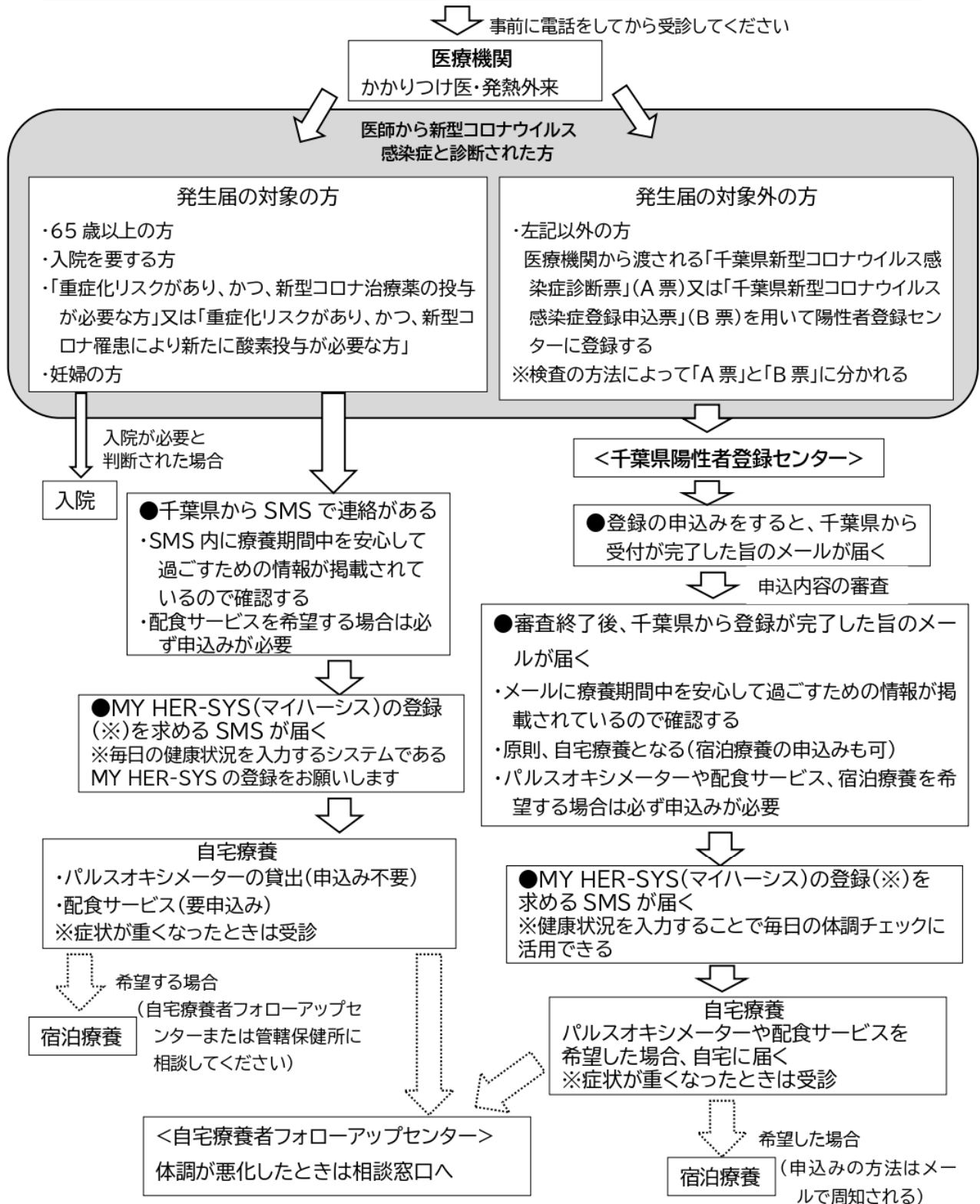
安房医師会及び安房3市1町にて、接種体制を検討しています。

接種医療機関や実施日が決まりましたら、市の安全・安心メール、ホームページ、公式LINE等にてお知らせします。



## 【コロナかなと思う症状のある方】

65歳以上の方、重症化リスクのある方、つらい症状(息苦しさ・強いだるさ・高熱等)のある方、妊婦の方、子ども



## 高齢者のインフルエンザ予防接種 (定期接種)

**対象者** 鴨川市に住民登録があり、①または②に該当する方  
(年齢は接種日現在)

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方 (身体障害程度等級1級相当の方)

**接種期間** 令和4年10月1日 ~ 令和4年12月31日

**接種回数** 1回

**助成金額** 1,500円

※生活保護世帯の方は、接種の際に医療機関に生活保護受給証明書を提出いただくと無料になります。

**予診票の発行**

対象者①には、安房管内の契約医療機関や市役所、ふれあいセンター、各出張所で予診票等を配布します。  
対象者②には、予診票等を10月上旬に郵送します。

**受診時の持ち物**

- 予診票
- 健康保険証 (本人確認のため)
- 接種費用
- 生活保護世帯の方は、生活保護受給証明書 (提出がない場合は有料となります)
- 接種日現在の年齢が60~65歳未満の方は、身体障害者手帳

**市内実施医療機関**

石川外科内科クリニック、 伊藤胃腸科クリニック  
小田病院、 亀田クリニック、 鴨川市立国保病院  
黒野医院、 東条病院、 前川小児科クリニック  
真木クリニック (五十音順)



〈問い合わせ先〉

鴨川市 健康推進課 保健予防係

TEL 04-7093-7111

12月末まで延長

9月末までにマイナンバーカードを申請した方対象

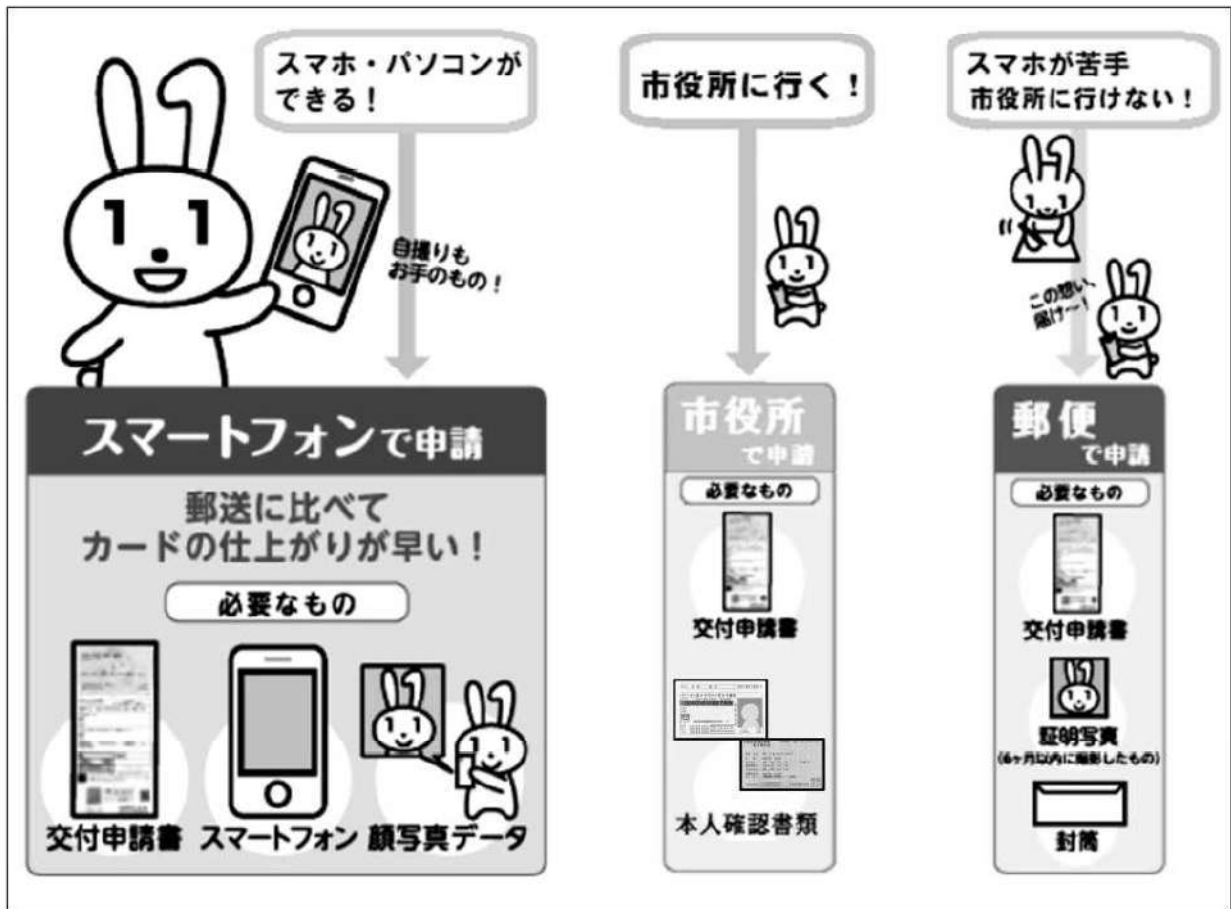
# 市民の6割が申請済み

## あなたも

最大 **20,000**円分の  
**マイナポイント** がもらえます！

# マイナンバーカードを作ろう！

### ●申請はとっても簡単



市役所で、申請できます。(写真撮影無料)

持ち物 ①QRコード付きの申請書 (ご自宅に送付済)

②本人確認書類


鴨川市 市民福祉部 市民生活課 04-7093-7855


**マイナンバーカードを申請した方対象**

**最大 20,000 円分のマイナポイント<sup>(※1)</sup>がもらえる!**

|  |                                |                        |
|--|--------------------------------|------------------------|
| ①  | ②                              | ③                      |
| マイナンバーカードの<br>新規取得等で<br>最大 5,000 円分 (※2) | 健康保険証としての<br>利用申込で<br>7,500 円分 | 公金受取口座の登録で<br>7,500 円分 |

※1 お好きなキャッシュレス決済サービスでお買い物に使えるポイントです。  
 ※2 マイナポイントのお申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要  
 があります。チャージ等の金額の 25%がマイナポイントとしてもらえます。(上限 5,000 円ポイント)

 マイナポイント取得キャンペーン開始前にマイナンバーカードを取得していた方も、ポイント  
 を受け取ることができます。

 第1弾キャンペーンで既に①の 5,000 円分のポイントを受け取っている方も、②・③の  
 合計 15,000 円分のポイントを受け取ることができます。

|                        |               |              |
|------------------------|---------------|--------------|
| マイナポイントの受取に関する<br>申請期限 | ①マイナンバーカードの申請 | 令和4年 12 月末まで |
|                        | ②マイナポイントの申請   | 令和5年2月末まで    |

**■市役所 1階でマイナポイントの支援窓口を開設しています!**

必要なものをご用意いただき、お越しく下さい。

**<マイナポイントの手続きに必要なもの>**

- マイナンバーカード
  - マイナンバーカードの暗証番号 (4ケタ)
  - 通帳、キャッシュカード等 口座情報が確認できるもの (本人名義)
  - ポイントを受け取るカードやアプリ等
    - カード
      - ・CoGCa (コジカ) カード
      - ・WAONカード
      - ・nanacoカード ほか
    - アプリ
      - ・paypay ・d払い ・aupay ほか
- ※1つのサービスに複数人が登録することはできません。



第2弾 鴨川のお店を応援!最大20%戻ってくるキャンペーン

対象店舗でPayPayでお支払いすると\*

第2弾

PayPayポイント



最大

20%

戻ってくる

©鴨川市2010

簡単1分!

PayPayアプリの  
ダウンロードはこちら



第2弾

付与上限  
3,000ポイント/回、5,000ポイント/期間

キャンペーン期間:2022年 11月1日 ▶ 11月30日まで

●本キャンペーン期間・内容は予告なく変更・終了することがあります

※クレジットカードは対象外。ただしPayPayアプリを介したPayPayカード(旧Yahoo! JAPANカード含む)でのお支払いは対象 \*付与されるPayPayポイントはPayPay/PayPayカード公式ストアでの利用可能。出金・譲渡不可 \*複数のキャンペーンが適用される場合、付与額が高いものが適用され、重複適用されない場合があります。重複適用された場合でも、付与率は最大66.5%となります。詳細はPayPay HPをご確認ください

[キャンペーン実施主体] 千葉県鴨川市 [業務受託者] PayPay株式会社

がんばれ!  
まちのお店

参加店で使える  
総額300万円の商品券が当たる!

かがわお買い物スタンプラリー

# ウルトラかもらり2022

期間 11/1<sup>火</sup> ~ 12/31<sup>土</sup> (応募締切)

黄色い  
のほいとフランクが  
目印です!

- 1等** 50,000円の商品券...10本
- 2等** 30,000円の商品券...15本
- 3等** 1万円の商品券...100本
- 4等** 5千円の商品券...210本

参加店で  
使える商品券が  
当たる

おらが賞 参加店よりすてきな賞品が合計 約500本!!

### マリーンズ賞

- ★オフィシャルファングッズ
- ★キッズキャップ 等



### オルカ賞

- ★オルカTシャツ
- ★オルカ応援セット 等



### 特別賞

- 千葉県旅館ホテル  
生活衛生同業組合
- ★組合加盟店で使える



「宿泊補助券」10,000円分 **6本**

※写真・イラストなどはイメージです。

### 鴨川シーワールド賞

★ペア入場チケット **5本**



## 参加方法

1. お店で500円以上利用してスタンプをゲット!

参加店は138店舗! 期間中に色々なお店を利用して  
異なるスタンプを集めよう。(かもらりマークスタンプのみ有効)

2. スタンプ5つでその場で応募!

1回のご利用につき1人1枚にスタンプを押します。  
1月中旬 抽選にて当選者を決定。郵送でお知らせ!



商工会では会員を  
募集しております

鴨川市商工会 商業部会

TEL 04-7092-0320

かもらりで検索、又はこちらのQRコードから

かもらり

検索



この事業は鴨川市商工会が国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施しています。